

九 今の世尊の如きも生れ給ひしより及び出家し得道し法輪を轉じ給ふまで亦方便を以て説き給ふ世尊は實道を説き給ふ波旬は此の事無し是を以て我れ定めて知んぬ是れ魔の佛と作れるにはあらざることを
十 世尊大悲の光明を放ちて行者の爲に無相の法を説く
(譬喩品)

十一 玄の二に云く但衆生法は太だ廣く佛法は太だ高し初學に於て難しとなす心は則ち易となす文弘の五に云く初に華嚴を引くは心は巧なる畫師の如く種々の五陰を造る一切世界の如く衆生も然なり心佛及び衆生この三差別なし若人佛の如く衆生も然なり心佛及び衆生この三差別なし若人三世一切の佛を求め知らんと欲せば當に是の如く心は諸

の如來を造ると觀すべし金錘論に云く實相は必ず諸法諸法は必ず十如十如は必ず十界十界は必ず身土なり三身の事先づ身とは大師大經を引て一切の世諦は若し如來に於ては即ち是れ第一義諦なり衆生顛倒して佛法にあらざると謂へりと釋せり然れば則ち自他依正魔界佛界染淨因果異なれども悉く皆諸佛の法身に乘り事あらざれば善星比丘が不信なりしも楞伽王の信心に同じく般若密外道が意の邪見なりしも須達長者が正見に異ならず即ち知んぬ此の法身の本は衆生の當體なり十方諸佛の行願は實に法身を證するなり次に報身とは大師の云く法如如の智如如眞實の道に乘じ來つて妙覺を成ず智如の理に稱ふ理に從つて如と名け智に從つて來と名く即ち報身如來

にして盧舍那と名け此には淨滿と翻すと釋せり此は如く
 法怪の智如く眞實の道に乗じて妙覺究竟の理智法界と冥
 合したる時理を如と名く智は來なり (十念三千理事)
 十二 佛の御判とは實相の印なり印とは判の異名なり餘の一
 切の經には實相の印なければ正本の文書にあらず全く實
 の佛なし實の佛なきが故に夢中の文書なり淨土なきが故
 なり十法界は十なれども十如是は一なり譬へば水中の月
 は無量なりと雖ども虚空の月は一なるが如し

(十門 機動文抄)

十三 此の十如是は百界にも千如にも三千世間にも成たるなり
 斯の如く多くの法門となりて八萬法藏と云はるれどもす
 べて只一の三諦の法にして三諦より外には法門なき事な

り其故は百界と云へは假諦なり千如と云ふは空諦なり三
 千と云ふは中諦なり空と假と中とを三諦といふ事なれば
 百界千如三千世間まで多くの法門と成たりと云へども唯
 一の三諦にてある事なり

(廿八 十如是抄)

第三章 本門

- 一 我れ實に成佛して己來無量無邊百千萬億那由佉劫なり
 (壽量品)
- 二 甚だ大に久遠にして壽命無量阿僧祇劫常住にして滅せず
 (壽量品)
- 三 我此の土は安穩にして天人常に充滿せり園林諸の堂閣種
 々の寶をもて莊嚴せり寶樹華果多くして衆生の遊樂する

所なり諸天鼓を鑿つて常に衆の伎樂を作し曼陀羅華を
雨して佛及び大衆に散ず我淨土は毀れざるに而も衆は焼
け盡きて憂怖諸の苦惱是の如き悉く充滿せりと見る

(審量品)

(普門品)

四 眞觀清淨觀廣大智慧觀悲觀及び慈觀あり

止觀の十境十乘の觀法は天台大師説き給ふて後行する人
無し妙樂傳教の御時少し行ずといへども敵人よわきゆへ
にさてすぎぬ止觀に三障四魔と申すは權經を行ずる行人
の障にはあらず今日蓮が時具に起れり又天台傳教等の時
の三障四魔よりもいまひとしをまさりたり一念三千の觀
法に二つあり一には理二には事なり天台傳教等の御時に
は理也今は事也觀念すてに勝る故に大難又色まさる彼は

六

迹門の一念三千此は本門の一念三千也天地はるかに殊也
はとんど御臨終の御時迄御心へ有べし (一八治病抄)
迹門には但是れ始覺の十界互具を説て未だ必らず本覺本
有の十界互具を明さず故に所化の大衆能化の圓佛皆是れ
悉く始覺なり若し爾らば本無今有の失何んぞ免がるゝこ
とを得ん (一四十法界抄)

第四章 結 歸

一 深心に信解せば即ちこれ佛常に耆闍崛山に在まして大菩
薩諸の聲聞衆の圍繞せると共に説法するを見又此の娑婆
世界は其の地瑠璃にして坦然平正に閻浮檀金これを以て
八道を界ひ寶樹行列し諸臺樓觀皆悉く寶をもつて成じ其

の菩薩衆咸く其の中に處せるを見ん若し能く是の如く觀ずることあらん者は當に知るべし是を深信解の相となす

(分別功德品)

二

一心に佛を見上らんと欲して自ら身命を惜まず時に我れ及び衆僧俱に靈鷲山に出づ我れ時に衆生に語る常に此に在つて滅せずと

(壽量品)

三

有る人の行き合て理具の法門自讃しけるを散散に責て候けると承り候き

(法華王會城抄)

四

一心三觀一念三千の極理は妙法蓮華經の一言を出ず敢て忘失する事なかれ敢て忘失する事なかれ傳教大師云く和尚慈悲ありて一心三觀を一言に傳ふ玄旨傳に云く一言の妙旨一教の玄義と壽量品に云く毎に自ら是の念を作す何

を以てか衆生をして無上道に入り速かに佛身を成就する事を得せしめんと云 毎自作是念の念とは一念三千生佛本有の一念なり

(外十八圓滿抄)

五

果徳の妙覺を以て經の正體と釋し給ふ

(法華肝心抄)

妙法は所詮の果徳なり三觀は行者の觀門なるが故なり此妙法を佛説て言く道場所得の法我法は妙にして思ひ難し是法は思量に非ず言を以て宣ふべからずと云 天台の云く妙とは不可思議言語道斷心行所滅なり法とは十界十如因果不二の法なり三諦とも云ひ三觀とも云ひ三千とも云ひ不可思議法とも云ふ天台の己證は天台の御思慮の及ぶ所の法門なり此の妙法は諸佛の師なり今の經文の如くならば久遠實成の妙覺極果の佛の境界にして爾前迹門の教

主諸佛菩薩の境界にあらず、經に唯佛與佛乃能究盡とは、迹門の界如三千の法門をば、迹門の佛の當分究竟の邊を説けるなり、本地難思の境智の妙法は迹佛等の思慮に及ばず、何に況んや、菩薩凡夫をや、止觀の二字をば、觀名佛知止名佛見と釋すれども、迹門の佛知佛見にして、妙覺極果の知見にはあらずるなり

(八) 立正觀抄

八 七

十界久遠の上に國土世間に現はる
 夫れ始め寂滅道場華藏世界より沙羅林に至るまで五十餘年の間華藏密嚴三變四見等の三土四土は皆成劫の上の無常の土にして變化する所の方便實報寂光安養淨瑠璃密嚴等なり、能變の教主涅槃に入れば所變の諸佛隨つて滅盡す、土も又以て是の如し、今本時の娑婆世界は三災を離れ四劫

(九) 觀心本釋抄

九

問ふて云く、法華經の修行何れの淨土を期すべきや、答へて云く、法華經二十八品の肝心壽量品に云く、我れ常に此の娑婆世界にあり、亦云く、我れ常に此に住す、亦云く、我が此の土は安穩なり、文此の文の如きは本地久成の圓佛此の世界にいませり、此の土を捨て何れの土を願ふべき、故に法華經修行の者は所住の處を淨土と思ふべし、何んぞ煩はしく、他處を求めん

(八) 觀心本釋抄

(十) 守護國家論

此の經を意得ざる人は、但經文計を讀て、人天に生ずと説く文を見、或は兜率忉利に生ずるの文を見、或は安養に生ずる

文を見て、穢土に於て法華經を行せば、經はいみじけれども
 行者不退地に至らざれば穢土にして流轉し、久しく五十六
 億七千萬歳の晨を期す、或は人畜等に生れて隔生する間自
 らの苦限無しなると云ひ、或は自力の修行難行道等云云是
 恐くは爾前法華の二途を知らず、自身の迷ひ癡闇のみにあ
 らず、一切衆生の佛眼を閉る人も、兜率を勸むる事は小乘經
 に多く少しは大乘經にも勸めたり、西方を勸むる事は大乘
 經に多し、此等は皆所開の文也、法華經の意は兜率に即して
 十方佛土中、西方に即して十方佛土中、人天に即して十方佛
 土中云云、法華經は惡人に對して十界の惡を説き、惡人五眼
 を具しなるとすれば、惡人の種を救ひ、女人に即して十界を
 談ずれば、十界皆女人なる事を談ず、何れにも法華圓實の善

提心を發す人は迷て九界の業力に引かるることなき也

(十一代大意抄)

十一 爾前の淨土は久遠實成の釋迦如來の所現の淨土にして、實
 には穢土なり、法華經は方便壽量の二品なり、壽量品に至つ
 て實の淨土を定むる時、此の土は淨土なりと定め了んぬ、但
 し兜率安養十方の難に至つては、爾前の名目を改めず、此の
 土に於て兜率安養等の名を付く例せば、此の經に三乗の名
 ありと雖も、三乗あらざるが如し、故に更に觀經等を指す
 を須むずとの釋の意是なり、法華經に結縁なき衆生の當世
 西方淨土を願ふは、瓦礫の土を樂ふ是なり、法華經を信せざ
 る衆生は、誠に分添の淨土なき者なり

(十守護國家論)

第七篇 本尊

第一章 總要

一 我れ今大乘經典甚深の妙義に依つて佛に歸依し、法に歸依し、僧に歸依すと、是の如く三たび説け
 華を散じて一切の諸佛菩薩と大乘方等とを供養し、而も是の言をなせ、我れ今日に於て菩提心を發しつ、此の功徳を以て普く一切を度せんと、是の語を作し己つて、復更に一切の諸佛及び諸菩薩を頂禮して方等の義を思へ
 二 今日大乘經典を受持し奉る、乃至失命して設ひ地獄に墮ちて無量の苦を受くとも、終に諸佛の正法を毀謗せず、是の因縁功徳力を以ての故に、今釋迦牟尼佛我和上となり給へ
 (結經)

三 諸佛世尊は常に世に住し給ふ、我れ業障の故に方等を信ずと雖も佛を見上ること了ならず、今佛に歸依し上る唯願くは釋迦牟尼佛正遍知世尊我和上となり給へ、文殊師利具大悲者願くは智慧を以て我に清淨の諸の菩薩の法を授け給へ、彌勒菩薩勝大慈日我を憐愍するが故に亦我が菩薩の法を受くることを聽し給ふべし、十方の諸佛現じて我が證となり給へ、諸大菩薩各其の名を稱して是の勝大士衆生を覆護し、我等を助護し給へ
 四 當に是の語をなすべし、南無釋迦牟尼佛、南無多寶佛、塔南無十方釋迦牟尼佛の分身の諸佛と
 五 是の經は、本諸佛の室宅の中より來り去つて一切衆生の發
 (結經)

善提心に至り住まりて諸の菩薩所行の處に住す善男子是の經は是の如く來り是の如く去り是の如く住す是の故に此經には能く是の如き無量の功德不思議の力あり

(十功德品)

六

俱に皆稽首して威く善く思相心意識を滅し給へる象馬調御無著の聖に歸命し上る稽首して法色身戒定慧解知見聚に歸命し上る稽首して妙種相に歸依し上る稽首して難思議に歸依し上る(中略)我等威く復共に稽首して法輪轉じ給ふに時を以てするに歸命し上る稽首して梵音聲に歸依し上る稽首して緣諦度に歸依し上る(總行品)

七

問ふて云く天台傳教の弘通し給はざる正法ありや答へて云くあり求めて云く何物乎答へて云く三あり末法のため

八

に佛留め置き給ひ迦葉阿難等馬鳴龍樹等天台傳教等の弘通せさせ給はざる正法なり求めて云く其形貌如何答へて云く一には日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釋尊を本尊とすべし所謂寶塔の中の釋迦多寶外の諸佛並に上行等の四菩薩脇士となるべし二には本門の戒壇三には日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとく有智無智をさらはず一同に他事をすて南無妙法蓮華經と唱ふべし(七稱思抄) 夫れ法華經第七神力品に云くを以て之を言は、如來の一切の所有の法如來の一切の甚深の事皆此經に於て宣示顯說す等要の藏如來の一切の甚深の事皆此經に於て宣示顯說す等云云釋に云く經中の要說要は四事に在り云問ふ所說の要言の法とは何物ぞや答へて云く夫れ釋尊成道の初より

四味三教乃至法華經の廣開三顯一の席を立て略開近顯遠を説せ給ひし涌出品まで秘せさせ給ひし所の實成當初證得し給ひし壽量品の本尊と戒壇と題目の五字也教主釋尊此の秘法をば三世に隠れ無く普賢文殊等にも譲り給はず況や其の以下をや此の秘法を説き給ひし儀式は四味三教並に法華經の迹門十四品に異なりき所居の土は寂光本有の國土也教主は本有無作の三身也所化以て同體也かゝる砌なれば久遠稱揚の本眷屬上行等の四菩薩を寂光大地の底よりはるばると召出して付屬し給ふ道暹律師の云く法是れ久成の法なるに由るが故に久成の人に付す等云云問ふて云く其の所屬の法門佛の滅後に於ては何れの時に弘通す可き乎答へて云く經の第七藥王品に云く後五百歳の

中に廣宣流布して閻浮提に於て斷絶せしむると無けん等云云謹んで經文を拜見し奉るに佛の滅後正像二千年過て第五の五百歲闍諍堅固白法隱沒の時と云云問ふ夫れ諸佛の慈悲は天月の如し機縁の水澄ば利生の影を普く萬機のみに移し給ふべき處正像末の三時の中に末法に限ると説き給ふは教主釋尊の慈悲に於て偏頗あるに似たり如何答ふ諸佛の和光利物の月影は九法界の闇を照すと雖も謗法一闍提の濁水には影を移さず正法一千年の機の前には唯小乘權大乘相叶へり像法一千年には法華經の迹門機感相應せり末法の始の五百年には法華經の本門前後十三品を置いて只壽量品一品を弘通すべき時也機法相應せり今此本門壽量品の一品は像法の後の五百歲機尙堪へず況や始の五

百年をや、何に況や正法の機は迹門尙日淺し、増て本門をや、末法に入て爾前迹門は全く出離生死の法にあらず、但専ら本門壽量一品に限りて出離生死の要法也、是を以て思ふに、諸佛の化導に於て全く偏頗無し等云、問ふ佛の滅後正像末法の三時に於て、本化迹化の各各の付屬分明也、但壽量の一品に限つて、末法濁惡の衆生の爲なりといへる經文未だ分明ならず、隨に經の現文を聞んとおもふ如何答ふ、汝強ちに之を問ふ、聞て後に堅く信を取るべき也、所謂壽量品に云く、是好き良藥を今留めて此に在く汝取て服すべし、差じと憂ふること勿れ等云、問ふて云く、壽量品専ら末法惡世に限る經文顯然なる上は、私に難勞を加ふべからず、然りと雖も三大秘法其の體如何答へて云く、予が己心の大事之に如

かず、汝志無二なれば少し之を言はん、壽量品に建立する所の本尊は五百塵點の當初より以來、此土有緣深厚、本有無作の三身、教主釋尊也、壽量品に云く、如來秘密神通之力等云、疏の九に云く、一身即三身なるを名けて秘と爲す、三身即一身なるを名けて密と爲す、又昔より説ざる所を名けて秘と爲す、唯佛のみ知を名けて密と爲す、佛三世に於て等しく三身あり、諸教の中に於て之を秘して傳へず等云、題目とは二の意あり、所謂正像と末法と也、正法には天親菩薩觀樹菩薩、題目を唱へさせ給ひしかども、自行ばかりにしてさて止ぬ、像法には南岳天台亦題目計南無妙法蓮華經と唱へ給ふて、自行の爲にして、廣く佗の爲に説かず、是れ理行の題目也、末法に入て今日蓮が唱ふる所の題目は前代に異なり、自行

化他に亘る南無妙法蓮華經也名體宗用教の五重支の五字也戒壇とは王法佛法に冥し佛法王法に合して王臣一同に三秘密の法を持ちて有徳王覺徳比丘の其乃往を末法濁惡の未來に移さん時救宣並ひに御教書を申し下して靈山淨土に似たる最勝の地を尋ねて戒壇を建立すべき者歟時を待つべき耳事の戒法と申すは是也三國並に一閻浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず大梵天王帝釋等も來下して給ふべき戒壇也此の戒法立て後延曆寺の戒壇は迹門の理戒なれば益あるまじき處に叡山の座主始て第三第四の慈覺智證存の外に本師傳教義眞に背いて理同事勝の狂言を本として我山の戒法をあなづり戲論とわらひし故に存の外に延曆寺の戒清淨無染の中道の妙戒なりしが徒に土泥

と成ぬる事云ても餘りあり歎きても何かはせん彼の摩黎山の瓦礫の土と成り梅檀林の荆棘と成んにも過たるなるべし夫一代聖教の邪正偏圓を辨へたらん學者の人をして今延曆寺の戒壇を踏しむべき乎此法門の義を案じて理をつまびらかにせよ此三大秘法は二千餘年の當初地涌千界の上首として日蓮慥に教主大覺世尊より口決相承せし也今日蓮が所行は靈鷲山の稟承に芥子計りの相違なき色も替らぬ壽量品の事の三大事なり問ふ一念三千の正しき證文如何答へて云く此に於て二種有り方便品に云く諸法實相所謂諸法如是相乃至欲令衆生開佛知見等云云底下の凡夫理性所具の一念三千歟壽量品に云く然我實成佛已來無量無邊等云云大覺世尊久遠實成の當初證得の一念三千也

今日蓮が時に感じて此の法門を廣宣流布する也

(外三大秘法抄)

九

龍樹天親は共に千部の論師なり但權大乘を申べて法華經をば心に存して口に吐き給はず此に口天台傳教は之を宣べ給へども本門の本尊と四菩薩と戒壇と南無妙法蓮華經の五字と之を殘し給ふ所詮一には佛授興し給はざる故に二には時機未熟の故なり今既に時來れり四菩薩出現し給はん歟日蓮此の事を先づ之を知りぬ西王母の先相には青鳥客人の來相には鴉鵲是れなり各々我が弟子たらん者は深く此の由を存じ設ひ身命に及ぶとも退轉すること莫れ

(内七值雜抄)

十

問て云く如來の滅後二千餘年に龍樹天親天台傳教の殘し

十一

給る秘法何物や答へて曰く本門の本尊と戒壇と題目の五字となり問ふて曰く正像等に何ぞ弘通せざるや答へて云く正像に之を弘通せば小乘權大乘迹門の法門一時に滅盡すべきなり問ふて曰く佛法を滅盡するの法何ぞ之を弘通せんや答へて曰く末法に於ては大小權實顯密共に教のみ有て得道なし一間浮提皆謗法と爲り畢ぬ逆縁の爲めに但妙法蓮華經の五字に限るのみ例せば不輕品の如し我門弟は順縁日本國は逆縁なり

(法華取要抄)

尊と申す名だにもなし、何に況んや顯れ給はんをや、又顯す
 べき人なし、天台妙樂傳教等は内には鑑み給へども故こそ
 あるらめ、言には出し給はず、彼の顔淵か聞し事意にはさと
 るといへども言に顯していはざるが如し、然るに佛滅後二
 千年過て末法の始め五百年に出現せさせ給ふべき由經文
 赫赫たり、明明たり、天台妙樂等の解釋分明也、爰に日蓮いか
 なる不思議にてや候らん、龍樹天親等天台妙樂等だにも顯
 し給はざる大曼荼羅を末法に入て二百餘年の比はじめて
 法華弘通のはたじるとして顯し奉るなり、是全く日蓮が
 自作にあらず、多寶塔中大牟尼世尊分身の諸佛すりかたぎ
 たる本尊也、されば首題の五字中央にかゝり、四大天王は寶
 塔の四方に坐し、釋迦多寶本化の四菩薩肩を並べ、普賢文殊

等舍利弗目連等座を屈し、日月天、月天、第六天の魔王龍王阿修
 羅、其外不動愛染は南北の二方に陣を取り、惡逆の連多、愚癡
 の龍女一座をはり、三千世界の人の壽命を奪ふ惡鬼たる鬼
 子母神、十羅刹女等、加之日本國の守護神たる天照太神八橋
 大菩薩、天神七代地神五伏の神、總じて大小の神祇等體の
 神つらなる其餘の用の神、豈もるべきや、寶塔品に云く、接諸
 大衆皆在虛空、云此等の佛菩薩大聖等總じて序品列座の
 二界八番の雜衆等一人ももれず、此の御本尊の中に住し給
 ひ妙法五字の光明にてらされて、本尊の尊形となる、是を本
 尊と申す也、經に云く、諸法實相と是也、妙樂云く、實相必ず諸
 法諸法必ず十如乃至十界必ず身土と云、又云く、實相の深
 理本有の妙法蓮華經と云、傳教大師云く、一念三千即自受

用身自受用身とは尊形の佛を出すと文此故に未曾有の大
 曼荼羅とは名付奉つるなり佛滅後二千二百二十餘年には
 此の御本尊未だ出現し給はずと云ふ事也かゝる御本尊を
 供養し奉り給ふ女人現在には幸ひをまねき後生には此の
 御本尊左右前後に立そひて闇の燈の如く險難の處に強力
 を得たるが如く彼こへまはり此へより口女御前をかこみ
 まもり給ふべきなり相構へ相構へとわりを我家へよせた
 くもなき様に謗法の者をせかせ給ふべし捨惡知識親近善
 友とは是也此の御本尊全く餘所に求むる事なかれ只我等
 衆生法華經を持ちて南無妙法蓮華經と唱ふる胸中の肉團
 におはしますなり是を九識心王眞如の都とは申す也十界
 具足とは十界一界もかけず一界にある也之に依つて曼陀

羅と云ふ也曼陀羅と云ふは天竺の名也此には輪圓具足と
 も功德聚とも名くる也此の御本尊も只信心の二字にをさ
 まれり以信得入とは是也日蓮か弟子檀那等正直捨方便不
 受餘經一偈と信ずる故により此の御本尊の寶塔の中へ入

(外日女抄)

十二

其本尊の躰たらく本時の娑婆の上に寶塔空に居し塔中の
 妙法蓮華經の左右に釋迦牟尼佛多寶佛釋尊の脇士上行等
 の四菩薩文殊彌勒等の四菩薩は眷屬として末座に居し迹
 化他方の大小の諸菩薩は萬民の大地に處して雲閣月卿を
 見るが如し十方の諸佛は大地の上に處し給ふ迹佛迹土を
 表する故なり是の如きの本尊は在世五十餘年に之れなし
 但八品に限る

(八觀心本尊抄)

十三 像法の中の末に觀音藥王南岳天台等と示現し出現して迹門を以て面と爲し本門を以て裏と爲して百界千如一念三千其義を盡せり但理具を論じて事行の南無妙法蓮華經の五字竝に本門の本尊未だ廣く之を行せず所詮圓機あつて圓時なき故なり

(八觀心本尊抄)

十四 一念三千の法門をふりすぎたてたる大曼荼羅なり當世の習ひそこないの學者ゆめにもしらざる法門也

(外草木成佛抄)

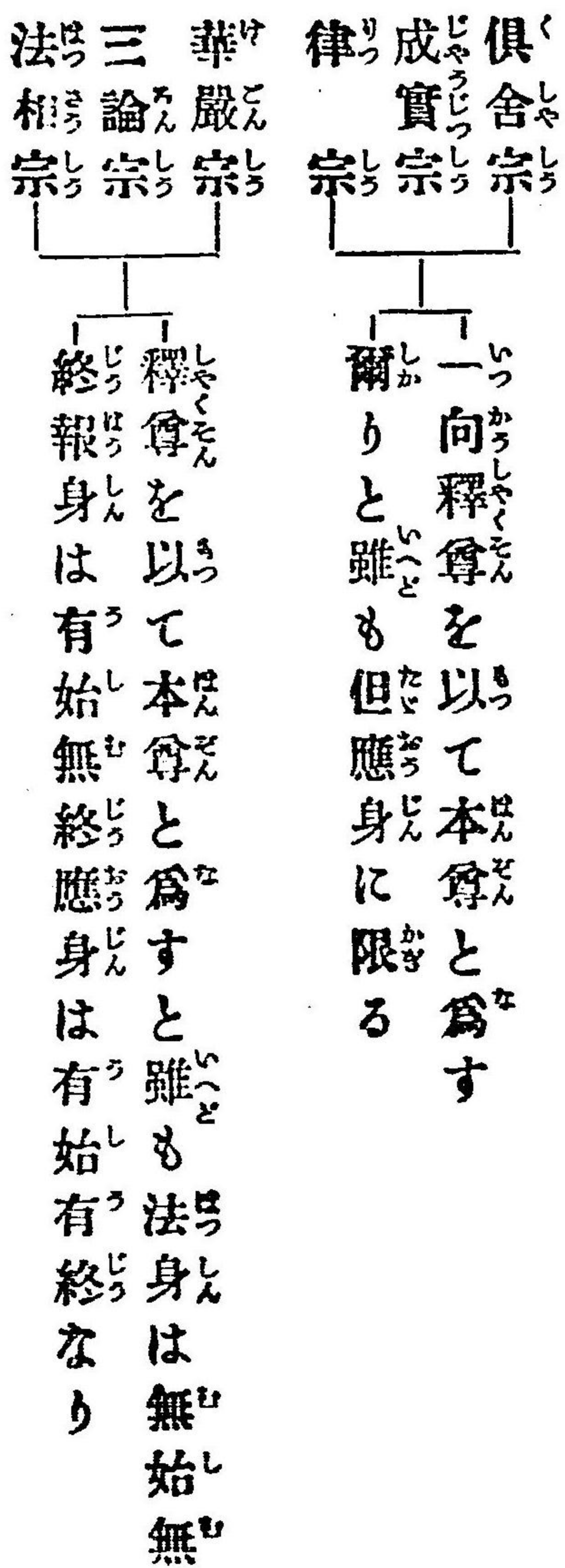
十五 念佛宗は法華經に背いて淨土の三部經につくゆへに阿彌陀佛を正として釋迦佛をあなづる眞言師は大日を詮とをもうゆへに釋迦如來をあなづる戒に於ては大小殊なれども釋尊を本とす餘佛は證明なるべし諸宗殊なりとも釋迦

を仰ぐべきか

(法門可申抄)

第二章 諸宗

一 古今佛道論衡 宣に云く三皇已前は未だ文字有らず但其母を識つて其父を識らず禽獸に同じ等



眞言宗

大日如來を以て本尊と爲す、二義あり一義は大日如來は釋迦の法身。一義は大日如來は釋迦の法身に非ず。但し大日經には大日如來は釋迦牟尼佛なりと明す、人師よりの僻見なり

淨土宗

一向阿彌陀如來を以て本尊と爲す

法華宗より外の眞言等の七宗並に淨土宗は釋迦如來を以て父と爲すとを知らず、例せば三皇已前の人禽獸に同じきが如し、鳥の中に鶴鷄鳥も鳳凰も父を知らず、獸の中に兎も師子も父を知らず、三皇已前の大王小民共に其父を知らず、眞言師等天台宗よりの外の諸宗、大乘の宗は師子鳳凰の如く、小乗の宗は鶴鷄兎等の如く、共に父を知らざる也

(宗遠目抄)

二

諸宗は本尊にまごへり、俱舍成實律宗は三十四心斷結成道の釋尊を本尊とせり、天尊の太子迷惑して、我身は民の子とおもふがごとし、華嚴宗眞言宗三論宗法相宗等の四宗は大乘の宗なり、法相三論は勝應身ににたる佛を本尊とす、天王の太子我父は侍とおもふがごとし、華嚴宗眞言宗は釋尊を下て、盧舍那大日等を本尊とさだむ、天子たる父を下て、種姓もなき者法王のごとくなるにつけり、淨土宗は釋迦の分身の阿彌陀佛を有縁の佛とれもひて、教主をすてたり、禪宗は下賤の者、一分の徳あて父母をさぐるがごとし、佛をさげ經をくだす此皆本尊に迷へり、例せば三皇已前は父をしらず、人皆禽獸に同せしがごとし、壽量品をしらざる諸宗の者畜に同じ、不知恩の者也、故に妙樂云く一代教の中に未だ曾て

遠を顯はさず、父母の壽知らざる可からず、若し父の壽の遠きを知らざれば、復父統の邦に迷はん、徒らに才能と謂ふとも、全く人の子にあらず等云云、妙樂大師は、唐の末天寶年中の者なり、三論華嚴法相眞言等の諸宗並に、依經を深く見廣く勘へて、壽量品の佛をしらざる者は、父統の邦に迷へる才能ある畜生とかけるなり

(三關目抄)

三

又念佛宗は法華經を背いて、淨土の三部經につくゆへに、阿彌陀佛を正として、釋迦佛をあなづる、眞言師は大日をせんとも、もうゆへに、釋迦如來をあなづる、戒にをいては、大小殊なれども、釋尊を本とす、餘佛は證明なるべし、諸宗殊なりとも、釋迦を仰ぐべきか、師子の中の蟲師子をくらう、佛敎を外道はやぶりがたし、内道の内に事いてきたりて、佛道を失な

ふべし、佛の遺言なり、佛道の内には小乘をもつて大乘を失ひ、權大乘をもつて實大乘を失ふべし、此等は又外道のごとし、又小乘權大乘よりは實大乘法華經の人人がかへりて法華經をば失はんが大事にて候べし

(三十一法門可申抄)

四

此の時、地涌千界出現して、本門の釋尊の脇士となりて、一閻浮提第一の本尊、此の國に立つべし、月支震且未だ此本尊あらず、日本國上宮四天王寺を建立して、未だ時の來たらざれば、阿彌陀方を以て本尊となし、聖武天皇東大寺を建立し給ふに、華嚴經の敎主なり、未だ法華經の實義を顯はさず、佛敎大師粗法華經の實義を顯示す、然りと雖も、時未だ來らざる故に、東方の鷲王を建立して、本門の四菩薩を顯はさず、所詮地涌千界の爲めに、之を譲り與ふる故なり

(入觀心本尊抄)

五

但し大尼御前の御本尊の御事仰せ遣はされて思ひ煩て候、其の故は此の御本尊は天竺より漢土へ渡り候ひし、數の三藏漢土より月氏へ入り候ひし、人人の御中にも記し置せ給はず、西域慈恩傳、傳燈錄等の書共を開き見候へば、五天竺の諸國の寺寺の本尊を皆記し盡して渡す、又漢土より日本へ渡る聖人、日域より漢土に入る賢者等、記されて候寺寺の御本尊皆勘へ盡す、日本最初の寺、元興寺、四天王寺等の無量の寺寺の本尊、日本記と申す文より始めて、多くの日記に残り無く註して候へば、其の寺寺の御本尊又隠れ無し、其の中は此の本尊は敢てねはしまさず、人疑ふて云く、經論にはしまさねばころ、若干の賢者等は、畫像にも書き、木像にも造り奉らざるらめと云云、而れ共經文眼前也、御不審の人人は

經文の有無をこそ尋ねさせ給ふべけれ、前代に造りかゝぬを難せんと思ふは僻案也、例せば釋迦佛は悲母孝養の爲に、切利天に隠れさせ給ひたりしをば、一閻浮提の一切の諸人知る事なし、但目連尊者一人是を知れり、此れ又佛の御力也、佛法は眼前なれ共、機なれば顯はれず、時至らざれば弘まらざる事法爾の道理也、例せば大海の潮の時に随つて増減し、上天の月の上下にみちかくるが如し、今此の御本尊は教主釋尊の五百塵點劫より心中に納めさせ給ひて、世に出現せさせ給ひても、四十餘年其の後、又法華經の中にも、迹門をば過て、寶塔品より事起つて、壽量品に説き顯はし、神力品屬累品に事極まり候しぞかし、金色世界の文殊師利、都史多天宮の彌勒菩薩、補陀落山の觀世音、日月淨明德佛の御弟子、

藥王菩薩等の諸大士、我も我もと望み給ひしかども協はず、
 是等は智慧いみじく、才覚ある人人とはひひけども、法華經
 を學する日淺し、未代の大難忍びかたし、我五百塵點劫より
 大地の底に隠し置きたる眞の弟子あり、是に讓るべしとて
 上行菩薩等を涌出品に召出させ給ひて、法華經の本門の肝
 心たる妙法蓮華經の五字を讓らせ給ひて、あなかしこ、あな
 かしこ、我滅度の後正法一千年像法一千年には弘通すべか
 らず、末法の始めに謗法の者一閻浮提に充滿して、諸天眼を
 なし、彗星一天に渡り、大地は大波の如くをどり、大早魃、大火
 大水、大風、大疫病、大飢饉、大兵亂等の無量の大災難並び起り、
 一閻浮提の人人、各各甲冑をきて、刀杖を手ににぎらん時、諸
 佛諸菩薩諸天善神等の御力の及ばせ給はざらん時、此の五

六

字の大曼荼羅を身に帶し心、存せば、諸王は國を扶け、萬民
 は難を遁れ、乃至後生の火災をも脱るべしと佛記し置せ給
 ひぬ
 佛より外の天竺震旦日本國の論師人師の中に天台大師よ
 り外の所釋の中に一念三千の名目之れ無し、若し一念三千
 を立てざれば、性惡の義之れ無し、性惡の義之れなくんば佛
 菩薩普現色身不動愛染等降伏の形、十界の曼荼羅三十七尊
 等本無今有の外道の法に同じき歟、
 釋尊御入滅より已後、天竺の論師二十四人の付法藏、其の外
 大權の垂迹震旦の人師、南三北七の十師、三論法相の先師の
 中に、天台宗より外に十界互具百界千如、一念三千と談ずる
 人これなし、若一念三千を立てざれば、性惡の義これなし、性

七

九 就中彼の眞言等の流れ偏に現在を以て旨とす所謂畜類

八 門也才藝を誦し淨言を吐には依る可からず眞言見聞
 兩界の漫茶羅の二乗作佛十界互具は一定大日經にありや
 第一の誑惑なり故に傳教大師云く新來の眞言家は則ち筆
 受の相承を泯し舊到の華嚴家は則ち影響の軌模を隠す等
 云云俘囚の島などにわたりて彼の彼のといふうたはわ
 れよみたりなど申すはぬがていの者はさこそとおもふ
 べし漢土日本の學者又かくのごとし (内開目抄)
 惡の義なければ佛菩薩の普現色身眞言兩界の漫茶羅五百
 七百の諸尊本無今有の外道の法にせん歟若十界互具百
 界千如を立るといはは本經の何れの經に十界皆成の旨を
 説けるや天台圓宗見聞の後邪智莊嚴の爲に盗み取れる法

を本尊として男女の愛法を祈り莊園等の望をいのる是の
 如き少分のしるしを以て奇特とす若是を以て勝れたりと
 いはば彼月氏の外道等にはすぎじ (外星名抄)

第三章 佛陀の信仰に約す

- 一 一心に佛を見上らんと欲して自ら身命を惜まず時に我れ
 及び衆僧俱に靈鷲山に出づ (經量品)
- 二 時に世尊上首の諸の大菩薩を讚歎し給はく善哉善哉
 善男子汝等能く如來に於て隨喜の心を發せり (涌出品)
- 三 佛を戀慕し上り即ち海此岸の梅檀を以て積となして佛身
 を供養す (藥玉品)
- 四 空中に聲ありて而も釋迦牟尼佛分身の諸佛多寶佛塔を見

すと

五

目を閉づれば則ち見目を開けば則ち失すと是の語をなし

(結經)

六

佛の名十方に聞へて廣く衆生を饒益し、一切善根を具して

(分別功德品)

七

御狀に云く本門久成の教主釋尊を造り奉り、脇士には久成地涌の四菩薩を造立し奉るべしと兼て聽聞仕候き然れば聽聞の如くんば何れの時乎と云ふ夫れ佛世を去せ給ふて二千餘年に成ぬ其間月氏漢土日本國一閻浮提の内に佛法の流布する事僧は稻麻のごとく法は竹葦の如し然るにいまだ本門の教主釋尊並に本化の菩薩を造り奉りたる寺は一處も之無し三朝の間に未だ聞かず日本國に數萬の寺

を建立せし人人も本門の教主脇士を造るべき事を知らず、上宮太子佛法最初の寺と號して、四天王寺を造立せしかども阿彌陀佛を本尊として脇士には觀音等四天王を造り副たり傳教大師延曆寺を立給ふに中堂には東方の鵝王の相貌を造りて本尊として久成の教主脇士をば建立し給はず、南京七大寺の中にも此の事未だ聞かず田舎の寺以て爾也旁不審なりし間法華經の文を拜見し奉れば其旨顯然也末法闘諍堅固の時に至らずんば造るべからざる旨分明也正像に出世せし論師人師の造らざりしは佛の禁を重する故也若正法像法の中に久成の教主釋尊並に脇士を造るならば夜中に日輪出て日中に月輪の出たるが如くなるべし末法に入て始の五百年に上行菩薩の出させ給ひて造り給ふ

べき故に正法像法の四依の論師人師は言にも出させ給はず、龍樹天親こそ知せ給ひたりしかども口より外へ出させ給はず、天台智者大師も知せ給ひたりしかども、迹化の菩薩の一分なれば、一端は仰せ出させ給ひたりしかども、其も實義をば宣出させ給はず、但ねざめの枕に時鳥の一音を聞しが夢の如くにしてさて止たるやうにし給ひ候ぬ、夫より已外の人師は増て一言をも仰せ出し給ふ事なし、此等の論師人師は靈山にして迹化の衆なれば、末法に入ざらん、正像二千年の論師人師、本門久成の教主釋尊並に久成の脇士、地涌の上行等の四菩薩を影ほども申し出すべからずと御禁ありし故予かじ、今末法に入れば尤も佛の金言の如くは造るべき時なれば、本佛本脇士造り奉るべき時也、當時は其時

に相當れば、地涌の菩薩やがて出させ給はんずらん、先其の程四菩薩を建立し奉るべし、尤も今は然るべき時也

(外四菩薩抄)

八 正像二千年の間は小乗の釋尊は迦葉阿難を脇士と爲し、權大乘並びに涅槃經法華經の迹門等の釋尊は文殊普賢等を以て脇士と爲す、此等の佛をば正像に造り畫けども、未だ壽量品の佛あらず、末法に來入して始て此の佛像出現せしむべき歟

(八觀心本尊抄)

九 二千二百餘年か間教主釋尊の繪像木像を寶王聖主本尊とす、然れども但小乘大乘華嚴涅槃觀經法華經の迹門普賢經等の佛、眞言大日經等の佛、寶塔品の釋迦多寶等をは書ども、いまだ壽量品の釋尊は山寺精舎にましまさず、何なる事と

も量りがたし、釋迦如來は後五百歳と記し給ひ、正像二千年をば法華經流布の時とは仰せられず、天台大師は後の五百歳遠く妙道に沾はんと未來に譲り、傳教大師は正像稱過ぎ已つて末法太だ近きに有り等と書せ給ふて像法の末は未だ法華經流布の時ならずと我と時を嫌ひ給ふ、さればたしはかるに地涌千界の大菩薩は釋迦多寶十方の諸佛の御譲り、御約束を空しく黙止てはたさせ給ふべき歟、外典の賢人すら時を待、郭公と申す鳥は卯月五月に限る、此の大菩薩も末法に出へしと見ぬて候

(十六) 阿毘達磨法抄

今教主釋尊を造立し奉れば、下女が太子を産るが如し、國王尙此女を敬ひ給ふ、況んや大臣以下をや、大梵天王釋提桓因王日月等此の女人を守り給ふ、況んや大小の神祇をや

十一 大覺世尊は我等が尊主なり、先づ御本尊と定むべし

(十八) 日曜女抄

十二 小菴には釋尊を本尊とし一切經を安置したりし其の室を

(十四) 善無長抄

勿ねこぼちて佛像經卷を諸人にふまするのみならず糞泥にふみ入る

(七) 神國王書

十三 うめる母釋迦佛の御寶前にして晝夜なげきとぶらはば爭か彼の人うかばざるべき

(廿三) 光日房抄

第四章 教法、總持、觀念、に約す

(本經の依文は第六篇の各章に掲げられたれば對照せよ)

一 凡そ妙法蓮華經とは、我等衆生の佛性と、梵王帝釋等の佛性と、舍利弗目連等の佛性と、文殊彌勒等の佛性と、三世の諸佛の解りの妙法と、一體不二なる理を妙法蓮華經と名づけたる也。故に一度妙法蓮華經と唱ふれば、一切の佛一切の法一切の菩薩一切の聲聞一切の梵王帝釋閻魔法王日月衆星天神地神乃至地獄餓鬼畜生修羅人天一切衆生の心中の佛性を唯一音に喚顯はし奉る功德無量無邊也。我が己心の妙法蓮華經を本尊とあがめ奉て我が己心中の佛性南無妙法蓮華經とよびよばれて顯はれ給ふ處を佛とは云ふ也。譬へば

二 籠の中の鳥なけば空と云鳥のよばれて集るが如し、空と云鳥の集れば籠の中の鳥も出んとするが如し、口に妙法をよび奉れば、我身の佛性もよばれて必ず顯はれ給ふ。梵王帝釋の佛性はよばれて我等を守り給ふ。佛菩薩の佛性はよばれて悦び給ふ。されば若し暫くも持つ者は我則ち歡喜す。諸佛も亦然りと説給ふは此心也。されば三世の諸佛も妙法蓮華經の五字を以て佛に成給ひし也。三世の諸佛の出世の本懐一切衆生皆成佛道の妙法と云ふは是也。是等の趣を能く心得て佛になる道には我慢偏執の心なく南無妙法蓮華經と唱へ奉るべき者也。(此三初心成佛抄)

問ふて云く、末代惡世の凡夫は何物を以て本尊と定むべき耶、答へて云く、法華經の題目を以て本尊とすべき也。問ふて

云く何の經文何の人師の釋にか出たる耶答へて云く法華經の第四法師品に云く藥王在在處處に若は説き若は讀み若は誦し若は書き若は經卷所住の處には皆七寶の塔を起て極めて高廣嚴飾ならしむべし復舍利を安くことを須むず所以は如何此中には已に如來の全身います等云云涅槃經の第四如來性品に云く復次に迦葉諸佛の師とする所は所謂法也是故に如來恭敬供養す法常なるを以ての故に諸佛も亦常なり等云云天台大師の法華三昧に云く道場の中に於て好き高座を敷き法華經一部を安置し未だ必ずしも形像舍利并に餘の經典を安くを須むず唯法華經一部を置く等云云疑つて云く天台大師摩訶止觀の第二の四種三昧の御本尊は阿彌陀佛也、不空三藏の法華經の觀智儀軌には

釋迦多寶を以て本尊とせり汝何ぞ此等の義に相違する耶答へて云く是れ私の義にあらず上に出す處の經文并に天台大師の御釋を本とする計り也

(九本尊問答抄)

不空三藏の法華儀軌は寶塔品の文によれり此は法華經の教主を本尊と爲す法華經の行者の正意にはあらず上に懸る所の本尊は釋迦多寶十方の諸佛の御本尊法華經の行者の正意也

(九本尊問答抄)

此御本尊は世尊説きをかせ給ひて後二千二百三十餘年の間一閻浮提の内に未だ弘めたる人候はず漢土の天台日本の傳教略知し食て聊か弘めさせ給はず當時こそ弘まらせ給ふべき時に當て候へ經には上行無邊行等こそ出て弘めさせ給ふべしと見えて候へども未だ見えさせ給はず日蓮

は其人には候はねども略意得て候へば地涌の菩薩の出
 せ給ふまでの口ずさみにあらあら申候て況滅度後のほこ
 さきに當り候也願くは此功德を以て父母と師匠と一切衆
 生に回向し奉らんと祈請仕候其旨を知らせまいらせんが
 爲に御不審を書て御本尊を送り進せ候作事を捨て此御本
 尊の御前にて一向に後生をも祈らせ給ひ候へ

(本尊問答抄)

五

問て云く然らば汝云何ぞ釋迦を以て本尊と爲さずして法
 華經の題目を本尊とするや答ふ上に擧る所の經釋を見給
 へ私の義にはあらず釋尊と天台とは法華經を本尊と定め
 給へり末代今の日蓮も佛と天台との如く法華經を以て本
 尊とする也其故は法華經は釋尊の父母諸佛の眼目也釋迦

大日總じて三世十方の諸佛は法華經より出生し給へり故
 に今能生を以て本尊と爲す也問ふ其の證據如何答ふ普賢
 經に云く此の大乗經典は諸佛の寶藏なり十方三世の諸佛
 の眼目なり三世の諸の如來を出生する種なり等云又云
 く此の方等經は是諸佛の眼なり諸佛は是に因て五眼を具
 することを得給へり佛三種の身は方等より生ず是大法印
 にして涅槃海を印す此の如き海中より能く三種の佛の清
 淨の身を生ず此三種の身は人天の福田應供の中の最なり
 等云云此等の經文は佛は所生法華經は能生佛は身也法華
 經は神也然れば則ち木像畫像の開眼供養は唯法華經に限
 るべし

(本尊問答抄)

六

此の人は守護の力を得て本門の本尊妙法蓮華經の五字を

以て閻浮提に廣宣流布せしめん歟例せば威音王佛の像法の時不輕菩薩我深敬汝等の二十四字を以て彼の土に廣宣流布し一國の杖木等の大難を招きしが如し彼の二十四字は此の五字也其の語殊なりと雖も其の意之れ同じ

七

妙法蓮華經の御本尊供養候ひぬ此妙法の曼陀羅は文字は五字七字にて候といへども三世の諸佛の御師一切女人成佛の印文也冥途には燈と成り死出山にては良馬と成り天には日月の如く地には須彌山の如く生死海の船也成佛得道の導師也此の大曼陀羅は佛の滅後二千二百二十餘年の間一閻浮提の内に未だ弘まらせ給はず病有れば藥有り輕病には凡藥を施し重病には仙藥を與ふべし

(二十七 顯佛未來記)

八

經の題目を唱ふると觀念と一なる事心得がたしと愚癡の人は思ひ給ふべし

(二十八 妙法曼陀羅抄)

(外七 念三千法門)

第五章 本佛の三輪に約す

一

如來の秘密神通の力

(壽量品)

二

我れ佛眼を以て其の信等の諸根の利鈍を觀じて度すべき所に隨つて自ら名字の不同年紀の大小を説く或は己身を説き或は他身を説き或は己身を示し或は他身を示し或は己事を示し或は他事を示す

(全上)

三

是の好き良樂を今留めて此に在く如來の一切の所有の法如來の一切の自在の神力如來の一

(全上)

四

一切の秘要の藏、如來の一切の甚深の事、皆此の經に於て宣示顯説す (神力品)

五 大乘經の妙法蓮華教菩薩法佛所護念と名くるを説き給ふ、汝等當に深心に法華經に隨喜し、亦當に釋迦牟尼佛を禮拜供養すべし (神力品)

六 我れ現一切色身三昧を得たるは皆是れ法華經を聞くことを得たるの力なり、我れ今、日月淨明德佛及び法華經を供養し上るべし (藥王品)

七 此の娑婆世界に來至して我を供養し親近し禮拜し、亦法華經を供養し聽かんと欲す (妙音品)

八 若し受持し讀誦し正憶念し修習して法華經を書寫せん者は、當に知るべし、是の人は則ち釋迦牟尼佛を見上り佛の口

より此の經典を聞くが如し、當に知るべし、是の人は釋迦牟尼佛を供養するなり、當に知るべし、是の人は佛善哉と讚め給はん、當に知るべし、釋迦牟尼佛の爲に手をもて其の頭を摩せられん、當に知るべし、釋迦牟尼佛の爲に衣をもて覆はれん (勸發品)

九 俱に來りて佛を供養し及び是の經を護持す (涌出品)

十 釋迦牟尼佛と大乘經典に向つて復此の語を説け (新經)

十一 即ち夢中に於て釋迦牟尼佛諸の大衆と耆闍崛山に在まして、法華經を説き一實の義を演べ給ふを見ん (結經)

十二 能く一音を以て普く衆聲に應じ、能く一身を以て百千萬億無量無數恆河沙身を示す (說法品)

十三 仰ぐ所は釋迦佛、信する所は法華經なり (外 孟蘭盆抄)

十四 佛滅後二千二百二十餘年、今に壽量品の佛と肝要の五字とは流布せず、當時果報を論ずれば恐らくは傳教天台にも超へ龍樹天親に勝れりと、文理無くんば大慢豈に之に過ぎん哉、章安大師天台を稟けて云く、天竺の大論尙其類に非ず、震旦の人師何を勞しく語るに及ばん、法相然るのみ等云云、日蓮又復是の如し

(御本講 富木抄)

十五 命を釋尊と法華經に奉り慈悲を一切衆生に與へて謗法を責るを、心ぬ人は口をすくめ眼を瞋らす、汝實に後世を恐れば身を輕しめ法を重んせよ、是を以て章安大師云く、寧ろ身命を喪ふとも教を匿さざればとは、身は輕く法は重し、身を死して法を弘めよ、此の文の意は、身命をばほるばすとも、正法をかくさざれば、其故は身はかるく法はおもし、身をばこそ

すとも法をば弘めよと也

(外聖愚問答抄)

十六 佛には釋迦牟尼佛を本尊と定めぬれば自然に不孝の罪脱がれ、法華經を信じぬれば不慮に謗法の科を脱れたり

(三十善無畏抄)

十七 大黒闇をば日輪やぶる、女人の心は大黒闇の如し、法華經は日輪の如し、幼子は母をしらず、母は幼子をわすれず、釋迦佛は母の如し、女人は幼子の如し、二人たがひに思へるはず、べて離れず、一八は思へども一人思はざれば、ある時はあわず、佛は思ふもの、如し、女人は思はざるもの、如し、我等佛を思はばいかでか釋迦佛見給はざるべき、石を珠といへども珠ならず、又珠を石といへども石とならず、權經の當世の念佛等は石の如し、念佛は法華經ぞと申すとも、法華經にあ

らず、又法華をりしるとも、珠の石とならざるが如し

(音生同名書)

十八 末代の一切衆生は、何なる大醫何なる良薬を持つてか治す可きと勘がへ候へば、大日如來の智拳印竝に眞言阿彌陀如來の四十八願藥師如來の十二の大願衆病悉除の誓も及ぶ可からず、此等の薬をつかはば病即消滅せざる上彌倍増す可し、此等末法の時の爲め、教主釋尊多寶如來分身の諸佛を集め給ふて、一つの仙薬を留め給へり、所謂妙法蓮華經の五の文字也、此文字をば法慧功德林金剛薩埵普賢文殊藥王觀音等にもあつらへさせ給はず、何に況や迦葉舍利弗等をや、上行菩薩等と申して四人の大菩薩有す、此四大菩薩は釋迦如來五百塵點劫より已來御弟子と成り給ふて、一念も佛を

忘れましまさざる大菩薩を召出して授けさせ給へり、爾れば此良薬を持ちたる女人をば、此の四大菩薩左右前後に立ち副ひ給ひ、此女人の立せ給へば四大菩薩も立せ給ふ、乃至此女人道を行く時は、此四大菩薩も道を行き給ふ、譬へば影と身と、水と魚と、音と響と、月と光との如し、此の四大菩薩南無妙法蓮華經と唱へ給ふ女人を離るゝならば、釋迦多寶十方分身の御勸氣を、此の四大菩薩蒙らせ給ふ可し、提婆よりも罪深く、瞿伽利よりも大妄語の者たるべしと思食す可し、あら悦ばし、あら悦ばし、南無妙法蓮華經(三十八妙法曼陀羅抄)

十九 法華經は種の如く、佛はうへての如し、衆生は田の如くなり

(三十五會谷抄)

二十 意は心法、聲は色法、心より色をあらはす、又聲を聞いて心を知

る色法が心法を顯す也。色心不二なるがゆへに而二とあらはれ、佛の御意あらはれて法華の文字となれり。文字變じて又佛の御意となる。されば法華をよませ給はん人は文字と思食す事なかれ、すなはち佛の御意也。故に天台の釋に云く、請を受けて説く時は、只是れ教の意を説く、教の意は是れ佛意、佛意即是れ佛智なり、佛智至て深し、是の故に三止四請す、此の如き艱難あり、餘經に比するに餘經は則ち易し。文此釋の中に佛意と申すは、色法をさへて心法といふ釋也。法華經を心法とさだめて、三十一相の木繪の像に印すれば、木像二像の全體生身の佛也。

廿一 御年八十と申せし二月十五日の夜半に御涅槃に入り給ふといへども、御悟をば法華經に説き置せ給ひき。此經の文字

は即ち釋迦如來の御魂也。一一の文字は佛の御魂なれば、此の經を行せん人をば釋迦如來我御眼の如く守り給ふべし、人の身に影の副へるが如く副給ふべし、争か祈と成せ給はざるべき。

(十六 祈禱抄)

廿二 三十一相の佛の前に法華經を置たてまつれば、必ず純圓の佛なり云。故に普賢經に法華經の佛を説て云く、佛の三種の身は方等より生ず。文是方等は方等部の方等に、法華を方等といふ也。又云く、此大乘經は是れ諸佛の眼なり、諸佛是に因て五眼を具することを得る等云。法華經の文字は佛の梵音聲の不可見無對色を可見有對色のかたちとあらはしぬれば、顯形の二色となれる也。滅せる梵音聲かへつて形をあらはして、文字と成て衆生を利益する也。

廿三 此法華經の一字の功德は、釋迦多寶十方の諸佛の御功德を一字に攝めさせ給ふ、譬へば如意寶珠は一粒も百珠も同じ事也、一粒も無量の寶を雨し、百珠も亦無盡の寶を雨すが如し、譬へば百藥を抹して一九乃至百九となせり、一九も百九も共に病を治ること同きが如し、譬へば大海の一滯も衆流を備へ一海にも萬流の味を持つが如し、妙法蓮華經と申すは總名なり、二十八品は別名なり、月氏と申すは總名也、別しては五天竺之あり、日本と申すは總名也、別しては六十餘州之あり、如意寶珠と申すは釋迦佛の御舍利也、龍王之之を賜ひて頂上に頂戴せり、帝釋之を持ちて寶を雨す、佛の御身骨の如意寶珠となりしは無量劫より己來持ち給ふ所の一乘

(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)

廿四 妙法身に薰じ骨に染て一切衆生を扶る珠と成たる也、譬へば犬の牙の虎の前にとけ、魚の骨の鵜の氣に消ゆる、乃至師子の筋を琴の絃に懸て彈ずれば、餘の一切の獸の筋皆切破るゝが如し、佛の説法をば師子吼と申す、乃至法華經は師子吼の第一也

(十九、四、條抄)

廿五 譬へば如意寶珠は一粒なれども無量の寶をふらし、乃至無量珠も寶を雨すこと是れ同じ、法華經の文字は、一字は一つの寶無量の字は無量の寶珠也、妙の一字には二つの舌まします、釋迦多寶の御舌也、此の二佛の御舌は八葉の蓮華也、此の八葉の蓮華の上に寶珠あり、妙の一字也、此の妙の珠は昔し釋迦如來の檀波羅蜜と申して身を飢たる虎にかひし功徳、尸毗王として身を鳩にかねし功徳等、尸羅波羅蜜と申し

て須陀摩王として、そらごとせざりし功德等、忍辱仙人とし
 て身を歌梨王に任せし功德能施太子、尚闍梨仙人等の六度
 の功德を妙の一字にこめ給ひて、末代惡世の我等衆生一善
 をも修せざれば、六度萬行を満足する功德を與へ給ふ、今
 此三界皆是我有其中衆生悉是吾子とは是れ也、我等具縛の
 凡夫忽ちに教主釋尊と等しくなる事は、彼功德を全體にう
 けとる故也、經に云く如我等無異等、云法華經を心得れば
 釋尊と齊等也と申す文也、譬へば父母和合して子をうむ子
 の身は全體父母の身也、誰か是を争へき、牛王の子は牛王也、
 未だ師子王とならず師子王の子は師子王となる、未だ人王
 天王とならず今法華經の行者は其中衆生悉是吾子と申し
 て教主釋尊の御子也、教主釋尊の如く法王とならん事難か

るべからず、但不孝の者は父母のあとをつがず、堯王には
 丹朱と云ふ太子あり、舜王には商均と申す王子あり、二人共
 に不孝の者なれば父の王に捨られて現身に民となる、重華
 と禹とは共に民の子也、孝養の心深かりしかば、堯舜の二り
 の王召て位を譲り給ひき、民の身忽ちに玉體にならせ給ふ、
 民の身現身に王となると凡夫の忽ちに佛になると同じ事
 なるべし、一念三千の肝心と申すは是れ也 (十九日抄)

廿五 嬰兒に乳をふくひるに其の味をしらずいへども、自然に其
 の身を生長す、醫師が病者に藥を與ふるに病者藥の根源を
 しらずといへども、服すれば任運と病愈ゆ、若し藥の源をし
 らずと云ふて醫者の與ふる藥を服せずば其の病愈べしや
 藥を知るも知らざるも、服すれば病の愈る事以て是れ同じ

既に佛を良醫と號し、法を良藥に譬へ、衆生を病人に譬ふ、されば如來一代の教法を擣籥和合して妙法一粒の良藥に丸せり、豈に知り知らざるも服せん者煩惱の病愈ざるべしや、病者は藥をもしらず病をも辨へずといへども、服すれば必ず愈ゆ、行者も亦然る也、法理をもしらず煩惱をもしらずといへども、只信ずれば見思塵沙無明の三惑の病を同時に斷じて、實報寂光の臺にのぼり、本有三身の膚を磨ん事疑ひあるべからず

(外聖愚問答抄)

廿六 又梵音聲と申すは佛の第一の相也、小王大王輪王等此の相を一分備へたる故に王の一言に國も破れ國も治る也、宣旨と申すは梵音聲の一分也、萬民の音一王の一言に及ばず、即ち三墳五典など申すは小王の御音也、此等の小國を持ち

乃至大梵天王三界の衆生を隨ふことは此梵音聲也、佛の大梵天王帝釋等を從へることは此の梵音聲也、此の大梵音聲一切經と成つて一切衆生を利益す、其の中に法華經は釋迦如來の心中の本懷也、此の御音を書き顯はし文字と成し給ふ、佛の御心は此の文字に備れり、譬へば種と苗と艸と稻米とは別別なれども心は一つ也、釋迦佛と法華經の文字とは形は異なれども心は一つ也、故に法華經の文字を拜見せさせ給はば、生身の釋迦如來に値ひ進らせたると思食す可し、此の志佐渡の國まで送り遣はされたる事既に釋迦佛知食しぬらん、豈に孝養の詮にあらず耶

(十九四條抄)

廿七 一閻浮提第一の本尊此國に立つべし

(八觀心本尊抄)

廿八 但し佛滅後二千餘年三朝の間數萬の寺々之れあり、然りと

雖も本門の教主の寺塔と地涌千界の菩薩の別に授與せられし所の妙法蓮華經の五字未だ之を弘通せず

(廿四波木井抄)

廿九 今の日本國は法華經に背き釋迦佛を捨つる故に後生は必ず無間大城に墮んことはさてをさぬ今生にも必ず大難に値ふべし

(廿一谷抄)

三十 父母にもあらず主君師匠にもおはせぬ佛をいとをしき妻の様にてもてなし現に國主父母明師たる釋迦佛を捨て乳母の如くなる法華經をば口にも誦し奉らず是れ豈不孝の者にあらずや

(廿一谷抄)

第八篇 行 法

第一章 總 要

一 是の經は諸佛の室宅の中より來り去つて一切衆生の發菩提心に至り諸の菩薩所行の處に住す (十功徳品)

二 若し善男子善女人四法を成就せば如來の滅後に於て當に是の法華經を得べし一には諸佛に護念せらるゝことを得

三 二には諸の徳本を植へ三には正定聚に入り四には一切衆生を救ふの心を發せるなり善男子善女人是の如く四法を成就せば如來の滅後に於て必ず是の經を得ん (勸發品) 又如來の滅度の後に若し人あつて妙法華經の乃至一偈一句を聞いて一念も隨喜せん者には我れ阿耨多羅三藐三菩

提の記を與へ授く、若し復人あつて、妙法華經の乃至一偈を
受持讀誦解説書寫し、此の經卷に於て敬ひ視上ること佛の
如くにして、種々に作香瓔珞抹香塗香燒香繪蓋幢旛衣服伎
樂を供養し、乃至合掌恭敬せん

(法師品)

四 應當に一心に受持讀誦解説書寫して説の如く修行すべし、
所在の國土に若し受持讀誦解説書寫して説の如く修行す
ることあらん、若し經卷所住の處、若し園の中に於ても、若し
林の中に於ても、若し樹の下に於ても、若し僧房に於ても、若
し白衣の舎に於ても、若し殿堂に在つても、若し山谷曠野にて
も、是の中に皆塔を起て、供養すべし、所以は何ん當に知る
べし、是の處は即ち是れ道場なり、諸佛此に於て阿耨多羅三
藐三菩提を得、諸佛此に於て法輪を轉じ、諸佛此に於て般涅

樂し給ふ

(神力品)

五 其れ衆生あつて佛の壽命の長遠なること、是の如くなるを
聞いて、乃至能く一念の信解を生せば、所得の功德限量ある
こと無けん

(分別功德品)

六 若し佛の壽命の長遠なることを聞いて、其の言趣を解する
あらん、是の人の所得の功德は限量あること無くして、能く
如來無上の慧を生ぜん

(全上)

七 若し是の經を聞いて毀謗せずして、隨喜の心を起さん、當に
知るべし、已に深信解の相となづく、何に況んや、讀誦し受持
せん者をや、斯の人は則ちこれ如來を頂戴し上るなり

(全上)

八 第五十の人の展轉して法華經を聞いて隨喜せん、功德尚無

量無邊阿僧祇なり、何に況んや最初會の中に於て聞いて隨喜せん者をや (隨喜品)

九 若し復人あつて講法の處に坐せん、更に人の來ることあらんに勸めて坐して聽かしめ、若は座を分ちて坐せしめん、是の人の功德は、身を轉じて、帝釋の坐處、若は梵天王の坐處、若は轉輪聖王の所坐の處を得ん (全上)

十 一人を勸めて往いて法を聽かしむる功德、此の如し、何に況んや、一心に聽き、説き讀誦し、而も大衆に於て人の爲に分別し説の如く修行せんをや (全上)

十一 如來の滅後に四衆の爲に是の法華經を説かんと欲せば、云何してか説くべき、是の善男子、善女人は、如來の室に入り、如來の衣を着、如來の座に坐して、爾して乃し四衆の爲に廣く

斯の經を説くべし、如來の室とは一切衆生の中の大慈悲、是なり、如來の衣とは柔和忍辱の心、是なり、如來の座とは一切法空、是なり、是の中に安住して、然して後に、不懈怠の心を以て、諸の菩薩及び四衆の爲に廣く、是の法華經を説くべし (法師品)

十二 若し人此の經を説かば、如來の室に入り、如來の衣を着、而も如來の座に坐して、衆に處して畏るゝ所なくして、廣く爲に分別し説くべし、大慈悲を室となし、柔和忍辱を衣とし、諸法空を座となす、此に處して爲に法を説け、若し此の經を説かんと、時人あつて惡をもつて罵り、刀杖瓦石を加ふとも、佛を念ふが故に忍ぶべし (全上)

十三 因縁譬喩をもつて敷演し、分別し、是の方便を以て皆發心せ

しめ、漸々に増益して佛道に入らしむ

(安樂行品)

十四 懶惰の意及び懈怠の想を除き、諸の憂惱を離れて慈心をも

つて法を説き、晝夜に常に無上の道教を説き、諸の因縁無量の譬喩を以て衆生に開示して、咸く歡喜せしめよ (全上)

十五 當に煩惱を斷せず、五欲を離れずして、諸根を淨め、諸罪を滅除し、父母所生の清淨の常の眼に、五欲を離れずして、而も能

く諸の障外の事を見るを得べき (全上)

十六 三昧に入らず、但誦持するが故に、専心に修習して、心々相次いで大乘を離れず (全上)

十七 而も是の比丘經典を讀誦することを専にせず、但禮拜を行じ、乃至遠く四衆を見て亦復故らに往いて禮拜讚歎して、而も是の言を作さく、我れ敢て汝等を輕めず、汝等皆當に作佛

すべきが故に

(不誦品)

十八 涅槃の門を開き、解脱の風を扇ひて、世の熱惱を除き、法の清涼を致す (總行品)

十九 洪に無上の大乘を注いで、衆生の諸有の善根を潤漬し、善の種子を布いて、功德の田に遍くし、普く一切をして、菩提の萌

を發さしむ、智慧の日月方便の時節、大乘の事業を扶疏増長して、衆をして、疾く阿耨多羅三藐三菩提を成じ、常住の快樂

微妙眞實に、無量の大悲、苦の衆生を救はしむ (全上)

二十 顛倒亂想復入ることを得ず、靜寂清澄志立、虛漠なり、之を守つて、動せざることを億百千切 (全上)

廿一 憐愍の心を生じ、大慈悲を起して、將に救拔せんと欲して、又復深く一切の諸法に入れ、法相是の如くにして、是の如きの

法を生じ、法相是の如くにして是の如きの法を住し、法相是の如くにして是の如きの法を異し、法相是の如くにして是の如きの法を滅す、法相是の如くにして能く惡法を生じ、法相是の如くにして能く善法を生ず、住、異、滅も亦復是の如し

(說法品)

廿二 是の如き眞實相に安住し已つて發する所の慈悲明諦にして虚からず、衆生の所に於て眞に能く苦を抜く、苦既に抜き已んなば復爲に法を説いて、諸の衆生をして快樂を受けし

(全上)

廿三 人天を安樂し、苦の衆生を抜く、眞の大慈悲なり、信實にして虚からず、是の因縁を以て必ず疾く無上菩提を成ずること

(全上)

廿四 眞に是れ佛子なり、弘き大慈悲あつて深く能く苦を抜き厄を救ふ者、一切衆生の良福田なり

十功德品

廿五 廣く行者の爲に大慈悲及び喜捨の法を説き、亦愛語を教へて六和敬を修せしむ

(結經)

廿六 或は施を行ずるあり……獨閑處に處して樂ふて經典を誦するあり……勇猛精進にして深山に入りて佛道を思惟するあり……深く禪定を修するあり……諸法の王を讚するあり……悉く聞いて受持するあり……定慧具足して無量の喩へを以て衆の爲に法を講ずるあり……寂然宴默たるあり……地獄の苦を救ふあり……未だ嘗て睡眠せざるあり……戒を具して威儀無缺なるあり……忍辱力に住するあり……諸の戲笑及び癡眷

屬を離るゝあり……智者に親近して一心に亂を除くあり……佛及び僧に施すあり……寂滅の法を説くあり……或は菩薩の諸法の性二相あることなく猶虚空の如しと觀ずるあり……舍利を供養するあり (序品)

廿七

智慧明了に多聞強識にして佛道を求むるもの……諸の善本を植へ深心堅固なるもの……精進にして常に慈心を修して身命を惜まざるもの……諸の凡愚を離れて獨山澤に處するもの……惡知識を捨て善友に親近するもの……持戒清淨にして淨き明珠の如くなるもの……質直柔軟にして常に一切を慍むもの (譬喻品)

廿八

若は佛の在世若は滅度の後に若し是の經を得て大歡喜を發し希有の心を生じて既に自ら受持し讀誦し書寫し供養し説の如く修行し復能く廣く在家出家の人を勸めて受持し讀誦し書寫し供養し解説し法の如く修行せしめん既に餘人をして是の經を修行せしむる力の故に得道得果せんこと皆是の善男子善女人の慈心を以て勤るに化する力に由るが故に是の善男子善女人は即ち是の身に於て便ち無量の諸の陀羅尼門を逮得せん凡夫地に於て自然に初の時に能く無數阿僧祇の弘誓大願を發し深く能く一切衆生を救はんことを發して大悲を成就し廣く能く衆の苦を抜き厚く善根を集めて一切を饒益せん而して法の澤ひを演べて洪いに枯れ涸けるに潤し能く法の藥を以て諸の衆生に施し一切を安樂し漸見超登して法雲地に住せん恩澤普く潤ひ慈被らしむること外なく苦の衆生を攝して道跡に入

らしめん

(十功德品)

廿九

正法を修して佛になる行は時によるべし、日本國に紙なくば皮をはぐべし、日本國に法華經なくて知れる鬼神一人出來せば身を投べし、日本國に油なくば臂をも燃すべし、厚き紙國に充滿せば皮をはひてなにかせん

三十

抑法華經を持つと申すは經は一なれども持つ事は時に隨つて色色なるべし、或は身肉を裂て師に供養し佛になる時もあり、又身を牀として師を供養し、又身を薪と爲し、又此の經の爲に杖木を被り、又精進し、又持戒し、上の如くすれども佛にならざる時もあり、故に時に依て不定なるべし、されば天台大師は適時而已と書れ、章安大師は取捨得宜不可一向等云云問ふて云く、何なる時か身肉を供養し何なる時か戒

卅一

但し謗法に至つて淺深あるべし、僞り愚かにしてせめざるして法を弘む等云云

(十五法蓮抄)

時もあるべし、眞言天台等は法華誹謗の者いたう呵責すべし、然れども大智慧の者ならては日蓮が弘通の法門分別しがたし、然る間まづまづさしをく事あるなり、立正安國論の如し、いふといはざるとの重罪免れ難し、云ふて罪のまぬがるべし、見ながら聞ながら置いていましめざる事、眼耳の二極忽ちに破れて大無慈悲也、章安云く慈無くして詐はり親ひは即ち是れ彼が怨なり等云云、重罪消滅しがたし、彌利益の心尤も然るべき也、輕罪の者をばせむる時もあるべし、又せめずしてをくも候べし、自然になをる邊あるべし、せめて自佗の罪を脱れてさてゆるすべし、其の故は一向謗法になればまされる大重罪を受る也、彼れが爲に惡を除けば即ち是れ彼が親なりとは是れなり、日蓮が弟子檀那の中にも多く

此の如き事共候、さだめて尼御前もきこしめして候らん、一谷入道の事日蓮が檀那の内には候へども、外は念佛者にて候ぞ、後生はいかんとすべき、然れども法華經十卷渡して候ひし也、彌信心をばげみ給ふべし、佛法の道理を人に語らむ者をば男女僧尼必ずにくむべし、よしにくまばにくめ、法華經釋迦佛天台妙樂傳教章安等の金言に身をまかすべし、如説修行の人とは是れ也

(外阿佛房抄)

卅二 去年の五月十二日より今年正月十六日に至るまで、二百四十餘日の程は晝夜十二時に法華經を修行し奉ると存じ候、其の故は法華經の故にかゝる身と成て候へば、行住坐臥に法華經を讀行するにてこそ候へ、人間に生を受けて是れ程の悦は何事か候べき、凡夫の習ひ我とはげみて菩提心を發し

て後生を願と云へども、自から思ひ出し十二時の間に一時
二時こそははげみ候へ、是は思ひ出さるにも經を讀ざるに
も法華經を行ずるにて候歟

(十四 思抄)

卅三 例せば外典の三墳五典をば讀人かずをしらず、かれがごと
くに世ををさめふるまう事千萬が一もかたし、されば世の
をさまる事も又かたし、法華經は紙に書き音をあげてよめ
ども、彼の經文のごとくふるまう事かたく候

(十七 轉住經受抄)

卅四 日蓮は明日佐渡の國へまかるなり、今夜のさむきに付ても
ろうのうちありさま思ひやられていたはしくこそ候へ、
あはれ殿は法華經一部を色心二法共にあそばしたる御身
なれば、父母六親一切衆生をもたすけ給ふべき御身なり、法

華經を餘人のよみ候は、口ばかり、ことばばかりはよめども
心はよまず、心はよめども身によまず、色心二法共にあそば
されたるこそ貴く候へ、天諸童子以爲給使刀杖不加毒不能
害と説れて候へば、別の事はあるべからず、籠をばし出させ
給ひ候はば、とくとくきたり給へ、見たてまつり見わたてま
つらん

(十一 土籠御書)

卅五 先づ生前を安んじて更に没後を扶けん (一立正安國論)

卅六 故聖靈は此の經の行者なれば、即身成佛疑ひなし、さのみな
げき給ふべからず、又なげき給ふべきが凡夫のことほりな
り、ただし聖人の上にもこれあるなり、釋迦佛御入滅のとき
諸大弟子等のさとりなげき、凡夫のふるまひを示し給ふ
か、いかにも追善供養を心のよぶ候ははげみ給ふべし、古

徳のことばにも心地を九識にもち修行をば六識にせよと
をしへ給ふことはりにもや候らん
(二外上野尼抄)

卅七

又木性の人にて渡らせ給へば今年は大厄なりとも春夏の
程は何事か渡らせ給ふべき至門性經に云く木は金に遇ふ
て抑揚し火は水を得て光滅し土は木に植ふて時に瘦せ金
は火に入て消へ失せ水は土に遇ふて行かず等云指て引
き申すべき經文にはあらざれども予が法門は四悉檀を心
に懸て申すなれば強ちに成佛の理に遠はざれば且く世間
普通の義を用ゆべき歟然るに法華經と申す御經は身心の
諸病の良藥也されば經に云く此經は則ちこれ閻浮提の人
の病の良藥なり若し人病あらんに是經を聞ことを得ば病
即ち消滅して不老不死ならん等又云く現世は安穩にして

後生には善處ならん等云又云く諸餘の怨敵皆悉く摧滅
せん等云云取分奉る御守り方便品壽量品同くは一部書て
進らせ度候へども當時は去り難き隙も入事候へば略し
て二品奉り候相構へ相構へて御身を離さず重ねつゝみて
御所持有るべき者なり此の方便品と申すは迹門の肝心也
此品には佛十如實相の法門を説て十界の實相の成佛を明
し給へば舍利弗等は此を聞て無明の惑を斷じ眞因の位に
叶ふのみならず未來華光如來と成て成佛の覺月を離垢世
界の曉の空に詠せり十界の衆生の成佛の始は是也
(十外太田抄)

卅八 主人云く予少量たりと雖も忝なくも大乘を學す蒼蠅驥尾
に附てし萬里を渡り碧羅松頭に懸りて千尋を延ぶ弟子一

佛の子と生れ諸經の王に事ふ何ぞ佛法の衰微を見て心情の哀惜を起さざらんや (一立正安國論)

卅九

御狀に云く大田方の人人一同に迹門に得道あるべからずと申され候由其の聞え候とは是以の外の謬り也御得意候へ本迹二門の淺深勝劣與奪傍正は時と機とに依るべし一代聖教を弘むべき時に三あり機もつて爾也佛滅後正法の始の五百年は一向小乘後の五百年は權大乘像法一千年は法華經の迹門等也末法の始には一向に本門也一向に本門の時なればとて迹門を捨べきにあらず法華經一部に於て前十四品を捨べき經文之れなし本迹の所判は一代聖經を三重に配當する時爾前迹門は正法像法或は末法は本門の弘らせ給ふべき時也今の時は正には本門傍には迹門也

迹門無得道と云ふて迹門を捨て一向本門に心を入れさせ給ふ人人はいまだ日蓮が本意の法門を習はせ給はざるにこそ以ての外の僻見也私ならざる法門を僻案せし人は偏に天魔波旬の其身に入替りて人をして自身ともに無間大城に墮べきにて候つたなし此の法門は年來貴邊に申し含めたる様に人人にも披露あるべき者也總じて日蓮が弟子と云ふて法華經を修行せん人人は日蓮が如くにし候へさだにも候はば釋迦多寶十方の分身十羅刹も御守り候べし (外四書隱抄)

四十

然るに在家の御身は但餘念なく南無妙法蓮華經と御唱へありて僧を供養し給ふが肝心にて候也夫も經文の如くならば隨力演説も有べき歟世の中ものうからん時も今生の

苦さへかなし況や來世の苦をやと思食て南無妙法蓮華
 經と唱へ悦ばしからん時も今生の悦びは夢の中の夢靈山
 淨土の悦びこそ實の悦びなれと思食合せて又南無妙法蓮
 華經と唱へ退轉なく修行して最後臨終の時を待て御覽せ
 よ妙覺の山に走り登りて四方をさつと見るならばあら
 白や法界寂光土にして瑠璃を以て地とし金の繩を以て八
 の道を界へり天より四種の花ふり虚空に音樂聞へて諸佛
 菩薩は常樂我淨の風にそよめき娛樂快樂し給ふぞや我等
 も其數に列なりて遊戯し樂むべき事はや近づけり信心弱
 くしてはかゝる目出たき所に行べからず行べからず

(八外松野抄)

四 疏記第十に云く、初に法會にして聞く是れ初品なるべし、第

五十人は必ず隨喜の位の初に在る人也と、文の心は初會聞
 法の人は必ず初隨喜の位の内、第五十人は初隨喜の位の先
 の名字即と申す、釋也、其の上五種法師にも受持讀誦書寫の
 四人は自行の人、大經の九人の先の四人は解なき者也、解
 は化佗後の五人は解ある人と證し給へり、疏記第十に五種
 法師を釋するには或は全く未だ品に入らず又云く一向未
 だ凡位に入らずと、文の心は五種法師は觀行五品と釋すれ
 ども又五品已前の名字即の位とも釋する也、此等の釋の如
 くんば義理を知らざる名字即の凡夫が隨喜等の功德も經
 文の一偈一句一念隨喜の者五十展轉等の内に入る歟と覺
 ぬ候、何に況んや此の經を信せざる謗法の者の罪業は譬喩
 品に委しく説れたり、持經者を謗する罪は法師品に説れた

り此の經を信ずる者の功德は分別功德品隨喜功德品に説
 けり、謗法と申すは違背の義也隨喜と申すは隨順の義也指
 る義理を知らざれども一念も貴き由申すは違背隨順の中
 には何れにか取られ候べき又末代無智の者の縁の供養隨
 喜の功德は經文には載せられざる歟如何其上天台妙樂の
 釋の心は他の人師有て法華經の乃至童子戲一偈一句五十
 展轉の者を爾前の諸經の如く上聖の行儀と釋せられたる
 をば謗法の者と定め給へり然るに我が釋を作る時機を高
 く取て末代に造惡の凡夫を迷はし給はんは自語相違にあ
 らずや故に妙樂大師五十展轉の人を釋して云く恐くは人
 謬つて解せば初心の功德の大なるを測らず功を上位に推
 りて此の初心を蔑る故に今彼の行淺功深を示して以て經

力を顯すと文の心は謬つて法華經を説く人の此經は利智
 精進上根上智の人のためと云はん事を佛おそれて下根下
 智末代の無智の者の僅かに淺き隨喜の功德を四十餘年の
 諸經の大人上聖の功德に勝れたる事を顯さんとして五十
 展轉の隨喜は説れたり

(十一唱題抄)

四二 戒行の持破智慧の勝劣身の上下はありとも所學の法門は
 たがふ事なしと申せば彼の人人にとがなし又日蓮此を知
 りながら人々を恐れて申さずは寧喪身命不匿教者の佛陀
 の諫曉を用ひぬ者となりぬ

(六續思抄)

四三 末代惡世の凡夫の一戒も持たず一闡提の如くに人に思は
 れたれども經文のごとく己今當にすぐれて法華經より外
 は佛になる道なしと強盛に信じて而かも一分の解なから

人人は彼等の大聖には百千萬億倍のまさりなりと申す
經文なり

(五撰時抄)

四四 殊に法華經には柔和忍辱衣と申して、衣をころ本として候へ、又法華經の行者をば衣をもつて覆はせ給ふと申すもねんごろなる義なり、日蓮は無戒の比丘邪見の者なり、故に天これをにくませ給ひて食衣とぼしき身に候、しかりといへども、法華經を口に誦し、ときどきこれをとく、譬へば大蛇の珠を含み、いらんよりせんだんを生ずるがごとし

(釋法衣書)

四五 大豆一石かしてまつて拜領し畢んぬ、法華經の御寶前に申し上候、入澤の水を大海になげぬれば三災にも失せず、一華を五淨によせぬれば劫火にもしぼまざ、一豆を法華經にな

げぬれば法界みな蓮なり、恐惶謹言

(外大豆御書)

四六 抑も法華經を信ずる其の行相如何ん、五種の行の中には先づ何れの行をか修すべき、丁寧に尊教を聞んことを願ふ、聖人示して曰く、蘭室の友に交つて麻畝の性となる、誠に秃樹秃にあらず、春に遇ふて榮へ華さく、枯艸枯にあらず、夏に入つて鮮かに注ふ、若し先非を悔て正理に入らば、湛寂の潭に游泳して無爲の宮に優遊せん、事疑ひなかるべし、抑々佛法を弘通し、群生を利益せんには、先づ教機、時國、教法、流布の前後を辨ふべきものなり、所以は時に正像末あり、法に大小乘あり、修行に攝折あり、攝受の時折伏を行ずるも非なり、折伏の時攝受を行ずるも失なり、然るに今の世は攝受の時歟、折伏の時歟、先づ是を知るべし、攝受の行は此の國に法華一純

に弘まりて邪法邪師一人もなしといはん此の時は山林に
 交りて觀法を修し五種六種乃至十種等を行すべきなり折
 伏の時はかくの如くならず經教のねきて蘭菊に諸宗のね
 ぎ口譽れを檀にし邪正肩を並べ大小先を争はん時は萬事
 を閣て謗法を責べし是れ折伏の修行なり此の旨を知らず
 して攝折途に違はば得道は思ひよらず惡道に墮つべしと
 云ふ事法華涅槃に定め置き天台妙樂の解釋にも分明也是
 れ佛法修行の大事なるべし譬へば文武兩道を以て天下を
 治むるに武を先とすべき時もあり文を旨とすべき時もあ
 り天下無爲にして國土靜かならん時は文を先とすべし
 東夷南蠻西戎北狄蜂起して野心をさしはさまんには武を
 先とすべき也文武のよき事計りを心わて時をもしらず

萬邦安堵の思ひをなして世間無爲ならん時甲冑をよるひ
 兵杖をもたん事も非也又王敵起らん時戰場にして武具を
 ば閣て筆硯を提げん事も亦時に相應せず攝受折伏の法
 門も亦是の如し

(外聖惡問答抄)

四七

南條七郎五郎殿の四十九日御菩提のために送り給ふ物の
 日記の事鷺目雨ゆる白米一駄芋一駄すりだらふこんにや
 く柿一籠袖五十等云云御菩提の御ために法華經一部自我
 偈數度題目百千返唱へ奉り候畢ぬ

(外上野母抄)

四八

問ふて云く題目計り唱ふる證文之れあり耶答へて云く法
 華經第八の卷に云く法華の名を受持せん者は福量るべか
 らず云云正法華經に云く若し此の經を聞て名號を宣持せ
 ば徳量るべからず云云添品法華經に云く法華の名を受持

せんものは福量るべからず云此等の文は題目計りを唱ふる福量るべからずと見ねたり一部八卷二十八品を受持讀誦し隨喜護持するは廣也方便品壽量品等を受持し乃至護持するは略也唯一四句偈乃至題目計りを唱へ護持するは要也廣略要の中には要が中の要也

(十一 題目抄)

四九

疑つて云く何を廣畧を捨て要を取るや答へて曰く玄奘三藏は略を捨て廣を好み四十卷の大品經を六百卷と成す羅什三藏は廣を捨て畧を好み千卷の大論を百卷と成せり日蓮は廣畧を捨て肝要を好み所謂上行所傳の妙法蓮華經の五字也九包淵が馬を相するの法は玄黃を畧して駿逸を取りり支道林が誦經の法には細科を捨て元意を取る等云佛既に寶塔に入て二佛座を並べ分身來集し地涌を召し出し

肝要を取つて末代の爲に五字を授與すること當世に異議あるべからず

(法華取要抄)

五十

又不慮に臨終なんどの近づき候はんには魚鳥なんどを服せさせ給ひても候へよみぬべくは經をもよみ及び南無妙法蓮華經とも唱へさせ給ひ候べし又月水なんどは申すに及び候はず又南無一乘妙典と唱へさせ給ふ事はれ同じ事には侍れども天親菩薩天台大師等の唱へさせ給ひ候しが如く南無妙法蓮華經と唱へさせ給ふべき歎是子細ありてかくの如くは申し候也

(十八 月水抄)

五一

止觀に十章あり大意釋名體相攝法偏圓方便正觀果報起教旨歸なり前の六重は修多羅に依ると申して大意より方便までの六重は先の四卷に限るこれは妙解迹門の心をのべ

たり、今妙解に依つて以て正行を立つと申すは、第七の正觀
 十境十乘の觀法は本門の心なり、一念三千此よりはじまる、
 一念三千と申す事は迹門にすらなを許さず、何に況んや爾
 前に分たへたる事なり、一念三千の出處は略開三の十如實
 相なれども義分は本門に限る、爾前は迹門の依義判文迹門
 は本門の依義判文なり、但眞實の依文判義は本門に限るべ
 し、されば圓の行まぢくなり、沙をかろへ大海をみる、なを
 圓の行なり、何に況んや爾前の經をよみ彌陀等の諸佛の名
 號を唱ふるをや、但しこれらは時々行なるべし、眞實に圓
 の行に順じて常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華經
 なり、心に存すべき事は一念三千の觀法也、これは智者の行
 解なり、日本國の在家の者には但一向に南無妙法蓮華經と

となへさすべし、名は必ず體にいたる徳あり、法華經は十七
 種の名あり、これは通名なり、別名は三世の諸佛、皆南無妙法
 蓮華經とつけさせ給ひしなり、阿彌陀釋迦等の諸佛も、因位
 の時は必ず止觀なりき、口ずさみは必ず南無妙法蓮華經な
 り

(三十三章抄)

五三

愚人掌を合せ膝を折て云く、貴命肝に染み教訓心を動せり、
 然りと雖も上能兼下の理なれば廣きは狭きを括り多は少
 を兼ね、然る處に五字は少く文言は多し、首題は狭く八軸は
 廣し如何ぞ功德齊等ならんや、聖人云く汝愚か也、捨少取多
 の執須彌よりも高く、輕狹重廣の情溟海よりも深し、今の文
 の初後は必ず多きが貴く、少きが卑しきにあらざる事前に
 示すが如し、爰に又小が大を兼ね一が多に勝ると云ふ事之

を談せん、彼の尼狗類樹の實は芥子三分が一のせい也、されども五百輛の車を隠す徳あり、是れ小が大を含めるにあらずや、又如意寶珠は一つあれども萬寶を雨して飲る處之れなし、是れ又少が多を兼たるにあらずや、世間のことわざにも一は萬が母といへり、此等の道理を知らずや、所詮實相の理の背契を論せよ、強ちに多少を執する事なかれ

(一) 愚問答抄

五三

受るはやすく持はかたし、さる間成佛は持つにあり、此の經を持ん人は難に値ふべしと心得て持つ也、則爲疾得無上佛道は疑ひなし、三世の諸佛の大事たる南無妙法蓮華經を念ずるを持つとは云ふ也、經に云く護持佛所屬といへり、天台大師云く信力の故に受け念力の故に持つと云云、又云く此經

五四

難持者、暫持者、我即歡喜、諸佛亦然と云云 (四味抄)
 散心に法華を誦じ禪三昧に入らずとも、坐立行に一心に法華の文字を念せよ、已此の釋の意趣たる散心とは定心に對する語なり、釋の意趣偏に末代の愚者を攝めんが爲めなり、誦法華とは八卷一卷一字一句一偈題目一心一念隨喜の者五十展轉等なり、坐立行とは四威儀を嫌はざるなり、一心とは定の一心にもあらず、理の一心にもあらず、散心の中の一心なり、念法華文字とは此の經は諸經の文字に似ず、一字を誦すと雖も八萬寶藏の文字を含み一切の諸佛の功德を納むるなり、天台大師玄義の八に云く手に卷を執ずとも常に是の經を讀み、口に言聲なくとも徧く衆典を誦し、佛說法せざれども、恒の梵音を聞き、心に思惟せざれども、普く法界

を照す上此の文の意は手に法等經一部八卷を執されども此の經を信ずる人は晝夜十二時の持經者なり口に讀經の聲を出さずとも法華經を信ずる者は日日時念念に一切經を讀む者なり佛の入滅は既に二千餘年を経たり然りと雖ども法華經を信ずる者の許に佛の音聲を留めて時々刻念念に我が死せざる由を聞かしむるなり心に一念三千を觀せざれども徧く十方法界を照す者なり此等の徳は法華經を行ずる者に備はれるなり

(十守護國家論)

五五 單衣一領種種の物佐渡の國より甲斐の國波木井の郷の内
の深山まで送り給ひ候ひ畢ぬ法華經の四の卷法師品に云
く人ありて佛道を求めて一劫の中に於て合掌して我が前
に在て無數の偈を以て讚めん是の讚佛に由るが故に無量

の功德を得ん持經者を歎美せんは其福復彼に過ぎん等と云文の意は釋迦佛等の佛を三業相應して一中劫が問ねんころに供養し奉りたるよりも末代惡世の世に法華經の行者を供養せん功德は勝れたりと説れて候實しからぬ事にて候へども佛の金言にて候へば疑ふべきに非ず

(三十一日尼抄)

第二章 信 仰

- 一 一心に佛を見上らんと欲して自ら身命を惜まず壽量品
- 二 如來世雄は常に世間に在ます我を愍念し給ふが故に我が爲に身を現じ給へ
- 三 聖主天中天迦陵頻伽の聲をもつて衆生を哀愍し給ふ者な

(新經)

り我等今敬禮し上る

(化城品)

四 其れ法華經を讀誦することあらん者は當に知るべし是の人は佛の莊嚴を以て自ら莊嚴し則ち如來の肩に荷擔せら

(法師品)

五 如來の滅後に其れ能く書持し讀誦し供養し他人の爲に説

(法師品)

六 かん者は如來則ち衣を以て之を覆ひ給ふ
是人大力及び志願力諸善根力あらん當に知るべし是の人は如來と共に宿するなり如來の手を以てその頭を摩て

(法師品)

七 是の法華經を見聞し讀誦し書持し供養すること得ること能はずんば當に知るべし是の人は未だ善く菩薩の道を行せざるなり若し是の經典を聞くことを得ることあらば乃

八 近づくを得たり
遊行畏れなきこと師子王之如く智慧の光明日の照すが如し
九 汝舍利弗向此の經に於ては信を以て入ることを得たり況んや餘の聲聞をや其の餘の聲聞は佛語を信ずるが故に此の經に隨順せり己が智分にあらず
十 唯世尊のみあつて我等が歸する所なり
十一 世尊は慧の燈明なり我れ授記の聲を聞いて心に歡喜充滿し甘露をもつて灌がるゝが如し

(安樂行品)

(譬喻品)

(人記品)

(人記品)

十二 汝等當に共に一心に精進の鎧を被て堅固の意を發すべし

(涌出品)

十三 汝今信力を出して忍善の中に住せよ

(涌出品)

十四 願くは此の功德を以て普く一切に及ぼし我等と衆生と皆

(化城品)

十五 師子の筋を琴の絃として一度奏すれば餘の絃悉く切れ梅

子の酢き聲を聞けば口につたまり潤ふなり世間の不思議是の如し況んや法華經の不思議をや小乗の四蹄の名計りを嚙ずる鸚鵡猶天に生じ三歸計りを持つ人大魚の難を脱る何に況んや法華經の題目は八萬聖教の肝心一切諸佛の眼目也汝等之を唱へて四惡趣を離れんこと疑ふべからざる歟正直捨方便の法華經には以信得入と云ひ雙林最後

の涅槃經には是の菩提の因は復無量なりと雖も若し信心を説けば則已に攝盡す等云云夫れ佛道に入る根本は信を以て本と爲す五十二位の中には十信を本となし十信の位には信心初め也設ひ悟りなくとも信心あらん者は鈍根も正見也設ひ悟ありとも信心なからん者は誹謗闡提の者也善星比丘は二百五十戒を持ち四禪定を得十二部經を暗んせし者也提婆達多是六萬八萬の寶藏を覺ぬ十八變を現せしかども此等有解無信の者也今に阿鼻大城に在りと聞く又鈍根第一の須梨槃特は智慧もなく悟もなし只一念の信ありて普明如來と成給ふ又迦葉舍利弗等は有解有信の者也佛の授記を蒙りて華光如來光明如來と云れり

(十一) 題目抄

十六 佛法の根本は信を以て源とす、されば止觀の四に云く、佛法は海は海の如し、唯信のみ能く入ると、弘決の四に云く、佛法は海の如し、唯信のみ能く入るとは、孔丘の言尚ほ信を首と爲す、況んや佛法の深理をや、信なくして寧ろ入らむや、故に華嚴に信は是れ道の源、功德の母等と、止の一に云く、云何が圓の法を聞き、圓の信を起し、圓の行を立て、圓の理を證す、弘の一に云く、圓信と言は、理に依て信を起す、信は行の本と爲す、云外典に云く、漢王は臣の説を信せしかば、河上の波忽ち氷り、李廣は父の讎なりと思ひしかば、草中の石羽を飲むと云へり、所詮天台妙樂の釋分明に信を以て本とせり、彼の漢王も疑はずして、大臣のことはを信せしかば、立波こぼり行ぞかし、石に矢のたつ是又父のかたきと思ふ、至信の故也、何に

況んや佛法にをいてをや、法華經を受持ちて南無妙法蓮華經と唱ふる即五種の修行を具足するなり、此事傳教大師入唐して道遠和尚に値ひ奉つて五種頓修の妙行と云ふ事を相傳し給ふ、日蓮が弟子檀那の肝要是より外に求る事なかれ

(外日女抄)

十七 仰せを蒙りて候、末法の行者息災延命の祈禱の事別紙に一卷註し進らせ候、日毎に一返闕如無く讀誦せらるべく候、日蓮も信じ始め候し、日より日毎に此等の觀文を誦し候て、佛天に祈誓し候によりて、種種の大難に遇ふと雖も、法華經の功力釋尊の金言深重なる故に、今まで相違なうて候也、其に付ても法華經の行者は信心に退轉なく一身に詐親なく一切法華經に其の身を任せ、金言の如く修行せば、慥かに後生

十八

は申すに及ばず今生も息災延命にして勝妙の大果報を得
 廣宣流布の大願をも成就すべき也 (十八新講經送狀)
 又命已に一念にすぎざれば佛は一念隨喜の功德と説き給
 へり若し是れ二念三念を期すと云はば平等大慧の本誓願
 教皆成の妙法とは云はるべからず流布の時は末世法滅に
 及び機は五逆謗法をも納たり故に頓證菩提の心におきて
 られて狐疑執著の邪見に身を任する事なかれ生涯幾くな
 らず思へば一夜のかりの宿を忘れて幾くの名利をか得ん
 又得たりとも是れ夢の中の榮へ珍らしからぬ樂み也只先
 世の業因に任て營むべし世間の無常をさとらん事は眼に
 遮り耳にみたり雲とやなり雨とやなりけん昔の人は只名
 をのみさく露とや消ぬ煙とや登りけん今の友も又みぬず

我れいつまでか三笠の雲と思ふべき春の花の風に隨ひ秋
 の紅葉の時雨に染る是れ皆ながらぬ世の中のためしな
 れば法華經には世皆不牢固如水沫泡焰とすゝめたり

(廿三持法華問答抄)

十九

度度の御所領を返して今又所領を給はらせ給ふと云云此
 程の不思議は候はず此れ偏に陰德あれば陽報ありとは
 此れ也我主に法華經を信じさせ參らせんと思召す御心の
 深き故歟阿闍世王は佛の御怨なりしが耆婆大臣の御勸に
 よつて法華經を御信じありて代を持ち給ふ妙莊嚴王は二
 子の御勸によつて邪見を翻へし給ふ此又然るべし貴邊の
 御勸によつて今は御心も和らがせ給ひてや候らん此偏に
 貴邊の法華經の御信心の深き故也 (十七四條抄)

二十 法華經の八の卷に云く若し後の世に於て是の經典を受持
 讀誦せんものは乃至所願虚しからず亦現世に於て其の福
 報を得ん又云く若し之を供養し讚歎することあらん者は
 當に今世に於て現の果報を得ん等云此の二つの文の中
 に亦於現世得其福報の八字當於今世得現果報の八字已上
 十六字の文ひなしくして日蓮今生に大果報なくば如來の
 金言は提婆が虚言に同じく多寶の證明は瞿伽利が妄語に
 異ならし謗法の一切衆生も阿鼻地獄に墮べからず三世の
 諸佛もましまさざるかされば我が弟子等心みに法華經の
 ごとく身命もおしませず修行して此度佛法を心みよ南無妙
 法蓮華經南無妙法蓮華經
 穢土を離れて淨土に入る事は必ず法華經の力なるべし例
 (撰時抄)

廿一 せば民の女乃至關白大臣の女に至るまで大王の種を下せ
 ば其の産る子王となりぬ大王の女なれども臣下の種を懷
 妊せば其の子王とならず十方の淨土に生るゝ者は三乘人
 天畜生等までも皆王の種姓と成て生るべし皆佛となるべ
 き故也阿含經は民の女民を夫とし華嚴方等般若等は臣の
 女臣を男とせるが如し又華嚴經方等般若大日經等の四教
 の菩薩等は大王の女の臣下を男とせるが如し皆淨土に生
 るべき法のたねにはあらず
 (小乘大乘分別抄)
 廿二 濁水に玉を入れぬれば水のすむがごとし知らざる事をよ
 き人に教わられて其まゝに信用せば道理さこゆるがごと
 く釋迦佛普賢菩薩藥王菩薩宿王華菩薩等の各の御心中に
 入り給へるか
 (伴生同名御書)

廿三 末法の始めに流布する妙法蓮華經の五字は日本國の一切衆生が佛の下種を懷妊すべき時也例せば下女が王種を懷妊すれば諸女眞をなすが如し下賤の者に王の頂の珠を授與せんに大難來らざるべしや一切世間多怨難信の經文是也(十六阿貴勝法抄)

廿四 心なき女人の身には佛住み給はず法華經を持つ女人は澄る水の如し釋迦佛の月宿らせ給ふ譬へば女人の懷み始めたるには吾身には覺ぬねども月漸く重なり日も屢過れば初にはさかと疑ひ後にば一定と思ふ心ある女人は男子をんなをも知る也法華經の法門も亦かくの如し南無妙法蓮華經と心に信じぬれば心を宿として釋迦佛懷まれ給ふ始はしらぬども漸く月重なれば心の佛夢に見ぬ悦こばしき

心漸く出來し候べし法門多しといへども止め候(十三松野女房抄)

廿五 然れども凡夫なれば動すれば悔る心有ぬべし日蓮だにも是の如く侍るに前後も辨へざる女人なんどの各々佛法を見ほせかせ給わぬが何程か日蓮に付てくやしとおぼすらんと心苦しかりしに案に相違して日蓮よりも強盛の御志どもありと聞え候偏へに只事にあらず教主釋尊の各々の御心に入り替らせ給ふ歎と思へば感涙押へ難し(十六阿貴勝法抄)

廿六 日蓮流罪に當れば教主釋尊衣を以て之を覆ひ給はんか去ぬる年九月十二日の夜中には虎口を脱れたるか必ず心の固きに假て神の守り即ち強し等は是れなり努努疑ふこ

と勿れ決定として疑ひあるべからざる者なり

(十七眞言諸宗違目)

廿七

上根に望めても卑下すべからず下根を捨ざるは本懐也下根に望めても憍慢ならざれ上根ももるゝ事あり心をいたさざるが故に凡そ其の里ゆかしけれども道たえ縁なきには通ふ心もをろそかに其の人戀しけれども憑めず契らぬには待つ思もなをざりなる様に彼の月卿雲客に勝れたる靈山浄土の行やすきにも未だゆかず我即是父の柔輓の御すがた見奉るべきをも未だ見奉らず是れ誠に袂をくたし胸をこがす歎ならざらんや暮行空の雲の色有明方の月の光までも心をもよほす思ひなり事にふれおりに付ても後世を心にかげ花の春雪の朝も是を思ひ風さはぎ村雲まよ

廿八

ふ夕にも忘るゝ隙なかれ出る息は入る息をまたず何なる時節ありてか毎自作是念の悲願を忘れ何なる月日ありてか無一不成佛の御經を持たざらん昨日が今日になり去年の今年となる事も是期する處の餘命にはあらずや總て過にし方をかぞへて年の積るをば知るといへども今行末にをいて一日片時も誰か命の數に入べき臨終已に今にありとは知りながら我慢偏執名聞利養に著して妙法を唱へ奉らざらん事は志の程無下にあねなし (廿持法華問答抄) 又云く若し是の法華經を受持し讀誦し正憶念し修習し書寫することあらん者は當に知るべし是の人は則ち釋迦牟尼佛を見るなり佛口より此の經典を聞くが如し當に知るべし是の人は釋迦牟尼佛を供養するなり上此の文を見る

廿九

に法華經は釋迦牟尼佛なり法華經を信せざる人の前には
 釋迦牟尼佛入滅を取り此の經を信ずる者の前には滅後た
 りと雖ども佛在世なり
 (十守護國象論)
 問ふ末法今時誰人か當體蓮華を證得せりや答ふ當世の體
 を見るに大阿鼻地獄の當體を證得する人之れ多しと雖ど
 も佛の蓮華を證得せし人これなし其の故は無得道の權教
 方便を信仰し法華の當體眞實の蓮華を毀謗する故なり佛
 説て云く若し人信せずして此經を毀謗せば則ち一切世間
 の佛種を斷せん乃至其の人命終して阿鼻獄に入らん文天
 台云く斯の經は徧く六道の佛種を開く若し此經を謗せば
 義斷ずるに當るなり文日蓮云く此經は是れ十界の佛種に
 通ず若し此の經を謗せば義十界の佛種を斷ずるに當る是

三十

の人無間に於て決定して墮在す何んぞ出るの期を得んや
 然るに日蓮が一門は正直に權教の邪法邪師の邪義を捨て
 正直に正法正師の正義を信ずるが故に當體蓮華を證得し
 て常寂光當體の妙理を顯はす事は本門壽量の教主の金言
 を信じて南無妙法蓮華經と唱ふるが故なり(當體蓮華抄)
 何を以てか衆生をして無上道に入るとを得せしめんとの
 御心のろこ順縁逆縁の御ことのは已に本懐なれば持つ者
 も又本誓に協ひ本意に協ふ故に是れ佛の恩を報ずる也悲
 母深重の經文心安ければ唯我一人の御苦みも且つやすみ
 給ふらん釋迦一佛の悦び給ふのみならず諸佛出世の本懐
 なれば十方三世の諸佛も悦び給ふべし我即歡喜諸佛亦然
 と説れたれば佛悦び給ふのみならず神も即ち隨喜し給ふ

なるべし

(持法華同答抄)

釋迦諸佛の衆生無邊の總願は皆此の經にをひて満足す、今
 者已満足の文これなり、予事の由ををしはかるに、華嚴觀經
 大日經等をよみ修行する人をば其の經の佛菩薩諸天等
 守護し給はんと疑ひあるべからず、但し大日經觀經等をよ
 む行者等法華經の行者に敵對をなさば彼の行者をすて、
 法華經の行者を守護すべし、例せば孝子慈父の王敵となれ
 ば父をすて、王にまいる孝の至也、佛法も亦かくのごとし、
 法華經の諸佛菩薩十羅刹日蓮を守護し給ふ上、淨土宗の六
 方諸佛、二十五菩薩、眞言宗の千二百等七宗の諸尊守護の善
 神、日蓮を守護し給ふべし、例せば七宗の守護神傳教大師を
 まもり給ひしがごとしとれもふ
 (三開目抄)

冊二

抑今の法華經を信ずる人、或は火の如く信ずる人もあり、或
 は水の如く信ずる人もあり、火の如くと申すは、燃立つ計り思へ共遠ざかりぬれば捨る心あり、水の如く
 と申すはいつものたぬず信ずる也、此はいかなる時も常に退
 せず問はせ給へば、水の如く信じさせ給へる歟、尊とし尊と
 し
 (五外上野抄)

冊三

夫信心と申すは別にはこれなく候、妻のをとこをおしむが
 如く、をとこの妻に命をすつるが如く、親の子をすてざるが
 如く、子の母にはなれざるが如くに、法華經釋迦多寶十方の
 諸佛菩薩諸天善神等に信を入れ奉りて南無妙法蓮華經と
 唱へたてまつるを信心とは申候也、しかのみならず正直捨
 方便不受餘經一偈の經文を女のかがみを捨てざるが如く、

男の刀をさすが如く、すこしも捨る心なく案じ給ふべく候

(三十五妙一尼抄)

卅四

うゑて食をねがひ渴して水をしたふがごとく、戀しき人を見たきが如く、病にくすりをつたのむが如く、みめかたち好人にしろいものをつくるが如く、法華經には信心をいたさせ給へ、さなくしては後悔あるべし、後悔あるべし

(五外上野抄)

卅五

又女人の御ためには鏡となり、身のかざりとなるべし、男のために、はよろひかぶととなるべし、守護神となりて弓箭の第一の名をとるべし、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經

(九外南條抄)

卅六

世間の法にも賢人二君に仕へず、貞女兩夫に嫁せずと申す

は是也、又私に異義を申すべきにあらず、如來は未來を鑑みさせ給ひて、我滅後正法一千年、像法一千年、末法一萬年之間、我が法門を弘通すべき人、人並に經經を一一に切當られて候、而るに之に背く人世に出來せば、設ひ智者賢王なりとも、用ゆべからず

(六外下山抄)

卅七

何に况や日蓮今生には貧窮下賤の者と生れ、旃陀羅が家より出たり、心にこそすこし法華經を信じたる様なれども、身は人身に似て、畜身也、魚鳥を混丸して赤白二滯とせり、其中に識神をやどす、濁水に月のうつれるが如し、囊囊に金をつゝめるなるべし、心は法華經を信ずる故に、梵天帝釋をも猶恐れと思はず、身は畜生の身也、色心不相應の故に、愚者のあなづるも道理也、心も又身に對すればこそ、月と金にもた

とふれ又過去の謗法を案ずるに誰かしる勝意比丘が魂にもや大天が神にもや不輕輕毀の流類なる歟失心の餘殘なる歟五千の上慢の眷屬なる歟大通第三の餘流にもやあるらん宿業はかりがたし鐵は炎ひ打て劍となる賢聖は罵詈して試みるなるべし

(廿七 佐渡御書)

卅八 日蓮は日本第一の法華經の行者也日蓮が弟子檀那等の中に日蓮より後に來り給ひ候はゞ梵天帝釋四大天王閻魔法皇の御前にても日本第一の法華經の行者日蓮房が弟子檀那なりと名乗て通り給ふべし此法華經は三途の河にては船となり死出の山にては大白牛車となり冥途にては燈となり靈山に參る橋也靈山へましまして良の廊にて尋させ給へ必ず待ち奉るべく候但し各の信心に依べく候信心弱

くばいかに日蓮が弟子檀那と名乗らせ給ふともよも御用ゐは候はじ心に二つましまして信心弱く候はゞ峯の石の谷へころび空の雨の大地へ落ると思食せ大阿鼻地獄疑あるべからず其の時日蓮を恨みさせ給ふな返す返すも各の信心に依るべく候大通結縁の者は地獄に墮て三千塵點劫を経候久遠下種の輩は地獄に墮て五百塵點劫を経たる事大惡知識にあふて法華經をおろそかに信せし故也返す返すも能信心候て事故なく靈山へましまして日蓮を尋させ給へ其の時委しく申すべく候南無妙法蓮華經

(廿五 波木井抄)

卅九 此こそ宇治川渡せし所よ是こそ勢多を渡せし所よ名を揚るか名をくだすか也人身は受け難く法華經は信じ難しと

は是也釋迦多寶十方の佛來集して我身に入かはり我を助
け給ふと觀念せさせ給へし

(外編三耶抄)

四十一 一生は夢の内明日を期せず何なる乞食にはなるとも法華
經にさすをつけ給ふべからずされば同はなげきたる氣色
なくて此狀に書たるが如く少しもへつらはず振舞仰ある
べし中中へつらふならばあしかりなん設ひ所領をめされ
追出し給ふとも十羅刹の御計にて定めてあるらんとふ
かくたのませ給ふべし日蓮はながされずして鎌倉にだに
もありしかば有し軍に一定打殺されなん此も又御内にて
はあしかりぬべければ釋迦佛の御計らひにてやあるらん
陳狀は申べて候へども又それに僧は候へどもあまりのた
ぼつかなさにて三位房をつかはすべく候に所勞さらくし

くも候はず候へば同事に此の御房をまいらせ候大學の三
郎殿かたきの太郎殿とき殿にいとまに随つてかゝせてあ
げさせ給ふべしこれはあげなば事切なんいたういそがず
とも内内うちをしたため又ほかのやつばらをもあまねく
さはがせて指出したならば若や此文鎌倉中にもひろうし上
へもまいる事もやあるらんわざはひの幸は是也

(十卷四條抄)

四二 幸ひ我等末法に生れて一步をあゆまずして三祇をこゑ頭
を虎にかはずして無見頂相を得ん

(四卷撰時抄)

四三 法華經は初は信ずる様なれども後遂る事かたし譬へば水
の風にうごき花の色露に移るが如し何として今までは
持たせ給ふる是れ偏へに前生の功力の上釋迦佛の護り給

四三

ふ歎たのもししたのもし、
 御文に云く此經を持ち申して後退轉なく十如自我偈を讀
 奉り題目を唱へ申し候也但し聖人の唱へさせ給ふ題目の
 功德と我等が唱へ申す題目の功德と何程の多少候べきや
 と云云更に勝劣あるべからず候其故は愚者の持たる金も
 智者の持たる金も愚者の燃せる火も智者の燃せる火も其
 差別なき也但し此經文の心に背て唱へば其差別有べき也

(外松野抄)

(八松野抄)

四四

又日蓮が弟子等の中に中中法門しりたりげに候人人はあ
 しく候げに候南無妙法蓮華經と申すは法華經の中の肝心
 人中の神の如し是に物を並ぶれば後の並べて二の王を男
 とし乃至后の大臣已下に内内とつぐが如しわざはひの根

四五

本也正法像法に此法門を弘めぬは餘經を失はじがため也
 今末法に入ぬれば餘經も法華經も詮なし但南無妙法蓮華
 經なるべしかう申し出して候も私の計ひにはあらず釋迦
 多寶十方の諸佛地涌千界の御計ひ也此南無妙法蓮華經に
 餘事をまじへばゆゝしき僻事也日出ぬればともし火詮な
 し雨ふるに露は何の詮かあるべき嬰兒に乳より外の物を
 養ふべき歟良薬に又薬を加ふる事なし
 (外上野抄)
 いよいよ道心堅固にして今度佛になり給へ御一門の御房
 たち又俗人等にもかゝるうれしき事候はずかう申せば今
 生のよくとおぼすかそれ凡夫にて候へばさも候べき上
 欲をもはなれずして佛になり候ける道の候けるや普賢經
 に法華經の肝心を説て云く煩惱を斷せず五欲を離れず等

と云

(十條抄)

四六 幸なるかな一生の内無始の謗法を消滅せんことを悦ば
 しいかな未だ見聞せざる教主釋尊に侍へ奉らんとよ願く
 は我を損する國主等をば最初に之を導かん我を扶くる弟
 子等をば釋尊に之を申さん我を生める父母等には未だ死
 せざる已前に此の大善を進めん但し今夢の如く寶塔品の
 心を得たり此の經に云く若し須彌を接つて佗方無數の佛
 土に擲置んも亦未だ爲れ難しとせず乃至若し佛滅後に惡
 世の中に於て能く此の經を説かん是れ則ち難し等云傳
 教大師の云く淺は易く深は難しとは釋迦の所判なり淺を
 去て深に就くは丈夫の心なり天台大師は釋迦に信順し法
 華宗を助けて震旦に敷揚し叡山の一家は天台に相承し法

華宗を助けて日本に弘通す等云安州の日蓮は恐らくは
 三師に相承し法華宗を助けて末法に弘通す三に一を加へ
 て三國四師と號けむ (廿七顯佛未來記)

四七 されば我等が居住して一乘を修行せん處は何れの處にて
 も候へ常寂光の都たるべし我等が弟子檀那とならん人は
 一步を行かずして天竺の靈鷲山を見本有の寂光土へ晝夜
 に往復し給はん事うれしとも申す計り無し

(十一最蓮房抄)

四八 法華經と申すは星の中の月かしの王かしの山の
 中の須彌山水の中の大海の如し是程いみじき御經に女人
 佛になると説れぬれば一切經に嫌はれたるにくるしから
 ず譬へば盜人夜打強盜乞食渴體に嫌はれたらんと國の大

王に讚られたらんと何れがうれしかるべき

(廿八日 眼女釋迦抄)

四九 日蓮は日本國の諸人にしたしき父母なり、一切天台宗の人は彼等が大怨敵なり、爲彼除惡即是彼親等云云無道心の者生死をはなるゝ事はなきなり、教主釋尊の一切の外道に大惡人と罵詈せられさせ給ひ、天台大師の南北並に徳一に三寸の舌をもて五尺の身をたつといはれ、傳教大師の南京の諸人に最澄未だ唐都を見ず等といはれさせ給ひし、皆法華經の故なればはぢならず、愚人にほめられたるは第一のはぢなり

(爾目抄)

五十 問ふて云く、一を以て萬を察する事なれば、あらあら法華の謂れを聞に耳目始て明か也、但し法華經をばいかやうに心

得候てか速かに菩提の岸に到るべきや、傳へ聞く一念三千の大虚には慧日くもる事なく、一心三觀の廣池には智水にざる事なき人こそ其の修行に堪たる機にて候なれ、然るに南都の修學に臂をくじく事無りしかば、瑜珈唯識にもくらし、北嶺の學文に眼をさらさざりしかば、止觀玄義にも迷へり、天台法相の兩宗はほとぎを蒙りて、壁に向へるが如し、されば法華の機には既にもれて候にこそ何んがし候べき、答へて云く、利智精進にして觀法修行するのみ法華の機ぞと云ふて無智の人を妨るは當世の學者の所行也、是れ還つて愚癡邪見の至り也、一切衆生皆成佛道の教なれば、上根上機は觀念觀法も然るべし、下根下機は唯信心肝要也、されば經には淨心に信敬して疑惑を生ぜざらん者は、地獄餓鬼畜生

五二 我れ竝に我が弟子諸難ありとも疑ふ心なくば自然に佛界
 墮在泥梨の根元也
 (一)持法華問答抄

に墮ちずして十方の佛前に生せんと説き給へり、いかにも
 信じて次の生の佛前を期すべき也、譬へば高き岸の下に人
 ありて登る事あたはざらん、又岸の上に人ありて網をお
 ろして、此の網にとりつかば我れ岸の上に引登さんと云は
 んに引人の力を疑ひ網の弱からん事をあやふみて手を納
 めて是をとらざらんが如し、争か岸の上に登る事をうべき
 若し其の詞に随ひて手をのべ是をとらば即ち登る事をう
 べし、唯我一人能爲救護の佛の御力を疑ひ、以信得入の法華
 經の教の綱をあやふみて決定無有疑の妙法を唱へ奉らざ
 らんは力及ばず菩提の岸に登る事難かるべし、不信の者は
 墮在泥梨の根元也

五三 脩羅が大海を渡らんをば是れ難しとやせん、嬰兒の力士を
 投ん何ぞたやすしとせん、然らば則ち佛性の種ある者を佛
 にいたるべし、天の加護なき事を疑はざれ、現世の安穩なら
 ざる事を歎かざれと、我が弟子に朝夕教へしかども疑をね
 こして皆すてけん、つたなき者のならひには、約束せし事を
 まことの時はわするゝなるべし、妻子を不便とおもふゆへ
 現身にわかれん事をなげくらん、多生曠劫にしたしみし妻
 子には心とはなれしか、佛道のためにはなれしか、いつも同
 じわかれなるべし、我れ法華經の信心をやぶらずして、靈山
 にまいりて還つてみちびけかし
 (三)開目抄

五二 大信力を出して南無妙法蓮華經臨終正念と祈念し給へ
 (十)三血脈抄

になるべしと爾前にも説ども未だ焦種の者作佛すべしとは説ずかゝる重病をたやすくいやすは獨り法華の良藥也只須く汝佛にならんと思はば慢のはたはこをたをし忿の杖をすてゝ偏に一乘に歸すべし名聞名利は今生のかざり我慢偏執は後生のほだし也嗚呼恥べし恥べし恐るべし恐るべし

(十三持法華問答抄)

五四 夫れ驥の尾につけるダニの一日に千里を飛ぶといひ輪王に隨へる劣夫の須臾に四天下をめぐるといふをば難ずべしや疑ふべしや

(四撰時抄)

五五 法華經には於我滅度後應受持斯經是人於佛道決定無有疑或は速爲疾得無上佛道等云此の記文虚くして我等が成佛今度虚言ならば諸佛の御舌もされ多寶の塔も破れ落ち

二佛竝座は無間地獄の熱鐵の牀となり方實寂の三土は地餓畜の三道と變じ候べし争かざる事候べきあらたのもしやたのもしや是の如く思ひつづけて候へば我等は流人なれども身心共にうれしく候也大事の法門をば晝夜に沙汰し成佛の理をば時時刻刻にあぢはう是の如く過ぎ行候へば年月を送るとも久しからず過る時刻も程あらず例せば釋迦多寶の二佛塔中に竝座して法華の妙理をうなづき合ひ給ひし時五十小劫佛神力故令諸大衆謂如半日と云ひしが如く也劫初より以來父母主君等の御勘氣を蒙り遠國の島に流罪せられし人人我等が如く悦び身に餘りたる者よもあらじ

(十二最蓮房抄)

五六 此の經に値ひ奉る事は三千年に一度華敷優曇華無量無邊

劫に値なる一眼の龜にも譬へ給ふ大地の上に鉞を立て大
 梵天宮より芥子を擲るに鉞のささに芥子のつらぬかれた
 るよりも法華經の題目に値ひ奉ること難し此須彌山に鉞
 を立て彼の須彌山より大風の剛く吹ん日絲を渡さんに鉞
 の穴に至りて絲の銛の入たらんよりも法華經の題目に値
 ひ奉ること難しされば此の經の題目を唱へ給はん人は思
 食すべし生盲の初て眼あき父母等を見るよりもうれしく
 強敵にとらはれたる者の許されて妻子を見るよりもめづ
 らしと思食すべし

五七

妙樂大師のたまはく必ず心の固さに假りて神の守り則ち
 強し等云人の心かたければ神の守り必ずつよしとこそ
 候へ是は御ために申し候ぞ古への御志申す計りなし其よ

(十一題目抄)

りも今一重強盛に御志あるべし爾の時は彌十羅刹女の御
 守りもつよかるべしとおぼすべし例には佗を引べからず
 日蓮をば日本國の上一人より下萬民に至るまで一人もな
 くあやまたんとせしかども今までかうて候事は一人なれ
 ども心のつよきなるべしとおぼすべし一づ船に乗ぬれば
 船頭のはかり事わるければ一同に船の中の諸人損じ又身
 つよき人も心かひなければ多くの能無用也日本國にはか
 しこき人人はあるらめども大將のはかり事つたなければ
 かひなし

(十四乙御前抄)

五八
 くまらえん三藏と申せし人をば木像の釋迦負せ給ひて候
 しづかし日蓮が頭には大覺世尊かはらせ給ひぬ昔と今と
 一同也各は日蓮が檀那也争か佛にならせ給はざるべき何

なる男をせさせ給ふとも法華經のかたきとならば隨ひ給ふべからず彌強盛の御信心あるべし氷は水より出てたれども水よりもすすまじ青き事は藍より出たれどもかさぬれば藍よりも色まさる同じ法華經にてはをはすれども志を重ぬれば佗人よりも色増り利生もあるべき也

(十の乙 御前抄)

五九

今之を案ずるに日本國の王となり神となり給ふは小乘には三賢の菩薩大乘には十信法華には名字五品の菩薩也何なる氏神有て無盡の功德を修すとも法華經の名字を聞かず一念三千の觀法を守護せざらん者退位の菩薩と成て永く無間大城に沈み候べし

(八の七 八幡抄)

六十

器に四の失あり一には覆と申してうつぶける也又はくつ

がへす又は蓋をおほふ也二には漏と申して水もる也三には汗と申してけがれたり水淨けれども糞の入る器の水をば用る事なし四には雜也飯に或は糞或は石或は沙或は土なんどを雜へぬれば人食ふ事なし器は我等が身心を表す我等が心は器の如し口も器耳も器法華經と申すは佛の智慧の法水を我等が心に入ぬれば或は打返し或は耳に聞かじと左右の手を二つの耳に覆ひ或は口に唱へたと吐出しぬ譬ば器を覆するが如し或は少し信する様なれども又惡縁に値て信心薄くなり或は打捨て或は信する日はあれども捨る月もあり是は水の漏が如し或は法華經を行ずる人の一口は南無妙法蓮華經一口は南無阿彌陀佛なんど申すは飯に糞を雜へ沙石を入れたるが如し法華經の文に但大

乘經典を受持することを樂ふて乃至餘經の一偈をも受けず等と説は是也世間の學匠は法華經に餘行を雜へ苦しからずと思へり日蓮もさこそ思ひ候へども經文は爾らず譬ば後の大王の種子を妊めるが又民とつげば王種と民種と雜りて天の加護と氏神の守護とに捨てられ其の國破るゝ縁となる父二人出來すれば王にあらざ民にあらざ人非人也法華經の大事と申すは是れ也種熟脱之法門法華經の肝心也三世十方の佛は必ず妙法蓮華經の五字を種として佛に成給へり南無阿彌陀佛は佛種にはあらず能此の事習ひ給ふべし是は雜也此覆漏汗雜の四の失を離れて候器を完器と申して全き器也

六二 涅槃經第一に云く今日如來應供正徧知衆生を憐愍し衆生

(外秋元抄)

を扶護す等しく衆生を視ること羅喉羅の如く爲に歸依の屋舎室宅と作ると

(外今此三界合文)

六三 火の中の數子を父母が一時に取り出さんと思ふに手少なければ慈悲前後あるに似たり故に千手萬手億手ある父母にて在すなり爾前の經經は一手二手等に似たり法華經は一切衆生を化して皆佛道に入らしむ無數手の菩薩是なり

(外阿耨跋法抄)

六四 日本國一時に信ずる事あるべしその時は我も本より信じたり信じたりと申す人こそそれほくをはせんずらめとれば候

(外上野抄)

第三章 安心

一 生死に出入すれども怖畏の想なく諸の衆生に於て憐愍の心を生じ一切の法に於て勇健の想を得ること、壯なる力士の諸有の重き者を能く擔ひ能く持つが如く、是の持經の人も亦復是の如し、能く無上菩提の重き寶を荷ひ衆生を擔負して生死の道を出す、未だ自ら度すること能はざれども已に能く彼を度せん、猶船師の身重病に嬰り四體御まらずして此の岸に安止すれども、好き堅牢の舟船の常に諸の彼を度するの具を辯せることあるを給ひ與へて而も去らしむるが如し、是の持經者も亦復是の如し、五道諸有の身百八の重病にかゝり恆常に相ひ纏はされて無明老死の此の岸

二 に安止せりと雖も而も堅牢なる此の大乗經無量義の能く衆生を度することを辯ずることあるを説の如く行ずる者は生死を度することを得るなり (十功德品)

三 今日方等經典を受持し上る乃至命を失ふまでにせん、設ひ地獄に墮ちて無量の苦を受くとも終に諸佛の正法を毀謗せず、是の因縁功德力を以ての故に今釋迦牟尼佛我が和上となり給へ (結經)

四 其の心安きこと海の如く我れ聞いて疑網斷せり (譬喻品)

五 世間の法に染まざること蓮華の水に在るが如し (涌出品)

六 即便ち之を服するに病盡く除こり愈へぬ (壽量品)

我滅度の後に斯の經を受持すべし、是の人佛道に於て決定して疑あることなけん (神力品)

七
 悦ばしい哉生を五濁惡世に受るといへども、一乘の眞文を
 見聞する事を得たり、無連恆沙の善根を致せる者、此の經に
 あひ奉りて信を取ると見えたり、汝今ま一念隨喜の信を致
 す函蓋相應、感應道交疑ひなし、愚人頭を低れ手を擧て云く、
 我れ今よりは一實の經王を受持し三界の獨尊を本師とし
 て、今身より佛身に至るまで此信心敢て退轉なけん、設ひ五
 逆の雲厚く覆とも、提婆達多が成佛を續ぎ十惡の水波あら
 くととも願くは王子覆講の結縁に同じからん、聖人云く、人の
 心は水の器にしたがふが如く、物の性は月の波に動くに似
 たり、汝當座は信すといふとも、後日は必ず翻へさん、魔來り
 鬼來るとも騒亂する事なかれ、夫れ天魔は佛法をにくむ、外
 道は内道をきらふ、されば猪の金山を摺り、衆流の海に入り、

八
 薪の火を盛んになし、風の求羅をますが如くせば、豈に好き
 事にあらずや
 (外聖愚問答抄)
 始中終すてずして大難をとをす人、如來の使なり、日蓮が心
 は全く如來の使には非ず、凡夫なる故也、但し三類の大怨敵
 に怨まれて二度の流難に値へば、如來の御使に似たり、心は
 三毒深く、一身は凡夫にては候へども、口に南無妙法蓮華經
 と申せば、如來の使に似たり、過去を尋ねれば、不輕菩薩に似
 たり、現在を訪に、加刀杖瓦石に違ふ事なし、未來は當詣道場
 疑ひ無らん、歎是を養はせ給ふ、人人は、豈同居淨土の人にあ
 らずや
 (十世四縁抄)
 九
 返す返すも御意得の上なれども、末代の有様を佛の説せ給
 ひて候には、濁世には聖人も居し難し、大火の中の石の如く

且くはこらふる様なれども終には焼摧けて灰と成る賢人も五常は口に説て身には振舞ひ難しと見えて候ふ甲の座をば去れと申すぞかし若干の人の殿を造り落さんとしつるに落されずしてはや勝ぬる身が穩便ならずして造り落されなば世間に申すこぎこひての船こぼれ又食の後に湯の無きか如し

(十九景後天皇抄)

十 其の上經文には鬼神の身に入る者は此の經を信せず釋迦佛の御魂の入かはれる人は此の經を信ずと見へて候へば水に月の影の入ぬれば水の清さがごとく御心の水に教主釋尊の月の影の入給ふ歟とたのもしく覺へ候(廿景野抄)

十一 誠身延山の栖はちはやふる神もめぐみを垂れ天下りますらん心なきしづの男しづの女までも心を留めぬべし哀

れを催す秋の暮には草の庵に露深く燈にすだくさゝかに糸玉を連き峰の紅葉いつしか色深ふしてたねだねに傳ふ懸樋の水に影を移せば名にしおふ瀧田河の水上也かくやと疑はれぬ又後ろには峨峨たる深山そびゑて梢に一乗の果を結ひ下枝に鳴く蟬の音滋く前には湯湯たる流水湛て實相真如の月浮ひ無明深重の間晴て法性の空に雲もなし

(十八景延記)

十二 法華經第七に云く於我滅度後應受持此經是人於佛道決定無有疑云此の文ころよによに憑敷候へ此等の様を思つづけて觀念の牀の上に夢を結べば妻戀鹿の音に目をさまし我が身の内に三諦即一心三觀の月曇り無く澄けるを無明深重の雲引覆ひつゝ昔より今に至るまで生死の九界

に輪る事此の砌にしられつゝ自らかくぞ思ひ連ぬる
立わたる身のうき雲も晴ぬべしたるぬ御法の驚の山風

(十八身延記)

十三

淫弊經に云く、譬へば貧女の居家救護の者あること無く、加
復病苦飢渴に逼られ、逋行乞巧して、佗の客舎に止まり、一子
を寄生す。是の客舎の主、駈逐して去らしむ。其の産して未だ
久しからざるに、是の兒を携抱して、佗國に至らんと欲し、其
の中路に於て、惡風雨に遇ふて、寒苦並び至り、多く蠶蟲蜂螫
毒蟲の爲に、咬ひ食はる。恒河を逕由し、兒を抱ひて、其の水を
度る、漂疾すれども、而も放ち捨てず。是に於て、母子遂に共に
俱に没しぬ。是の如き女人、慈念の功德を以て、命終して、後梵
天に生るるゝが如し。文殊師利若し善男子、あつて正法を護

せんと欲せば、彼の貧女の恒河に在て子を愛念するが故に
身命を捨つるが如くせよ。善男子、護法の菩薩も亦是の如く
寧ろ身命を捨つべし。是の如き人は、解脱を求めずと雖も
解脱自ら至ること、彼貧女の梵天を求めずして、梵天自ら至
るが如し。等云云。此の經文は、章安大師三障をもて釋し給へ
り、それをみるべし。貧人とは、法財のなきなり。女人とは、一分
の慈ある者なり。客舎とは、穢土なり。一子とは、法華經の信心
了因の子なり。舍主駈逐とは、流罪せらる。其の産未だ久から
ずとは、いまだ信じてひさしからず、惡風とは、流罪の赦宜な
り。蠶蟲等とは、有諸無智人、惡口罵詈等なり。母子共に没すと
は、終に法華經の信心をやぶらずして、頭を剃らるゝなり。梵
天とは、佛界に生るゝをいふなり。引業と申すは、佛界までか

はらず、日本漢土の萬國の諸人を殺すとも五逆謗法なければ無間地獄には墮ちず、餘の惡道にして多歳をふべし、色天に生るゝ事萬戒を持てども萬善を修すれども散善にては生れず、梵王となる事有漏の引業の上に慈悲を加へて生ずべし、今此の貧女が子を念ふゆへに梵天に生るゝは常の性相には相違せり、章安の二はあれども詮するところは子をおもふ慈念より外の事なし、念を一境にするは定にたり、専ら子をおもふは慈悲にもにたり、故に佗事なけれども天に生るゝか

十四
哀れなる哉、今日本國の萬人、日蓮竝に弟子檀那等が三類の強敵に責られ、大苦に値を見て悦んで笑ふとも、今日人の上、明日は身の上なれば、日蓮竝に弟子檀那共に霜露の命の

(三開目抄)

日影を待つ計りぞかし、只今佛果に協ひ寂光の本土に居住して自受法樂せん時、汝等が阿鼻大城の底に沈み大苦に値ん時、我等何計無慘と思はんずらん、汝等何計うらやましく思はんずらん、一期を過る事程なし、何に強敵重なるとも、努退く心なく恐るゝ心なかれ、縦ひ頸をば鋸にて引切、さうをばひしほこを以てつゝ、き足にはほだしを打て、かりを以てもむとも命のかよはんは、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經と唱へて唱へ死に死するならば、釋迦多寶十方の諸佛靈山會上にして御契約なれば、須臾の程に飛來つて手をととり、肩に引懸て靈山へ走り給はば、二聖二天十羅刹女は受持の者を擁護し、諸天善神は蓋を指旛を上て我等を守護して、慥かに寂光の寶刹へ送り給ふべき也、あらうれしや、あら

十五 うれしや
當世日本國に第一に富る者日蓮なるべし命は法華經にた

てまつり名をば後代に留むべし大海の主となれば諸河神
皆したがつ須彌山の王に諸の山神したがつはざるべしや法
華經の六難九易を辨ふれば一切經よまざるにしたがつべ
し

十六 大覺世尊説て曰く生老病死生住異滅等云云既に生を受て

齡六旬に及ぶ老又疑ひなし只殘る所は病死の二句なるの
み然るに正月より今月六月一日に至り連連此の病息むこ
となし死ぬる事疑ひなき者か經に云く生滅已寂滅爲樂
云云今は毒身を棄て後に金身を受けば豈に歎くべけんや

(三阿佛房抄)

十七 肇公の法華翻經後記に云く羅什三藏須利耶蘇摩三藏に値

ひ奉りて法華經を授かる時の語に云く佛日西山に隠れ遺
耀東北を照す茲の典東北の諸國に緣あり汝慎んで傳弘せ
よ已東北とは日本なり西南の天竺より東北日本を指すな
り故に慧心の一乗要決に云く日本一州圓機純一なり朝野
遠近同く一乘に歸し緇素貴賤悉く成佛を期す上已願くば日
本國の今世の道俗選擇集の久習を捨て法華經の現文に依
り肇公慧心の本記を恃みて法華修行の安心を企てよ

(十守護國家論)

十八 惜い哉文武の卞和があら玉何くにか納めけん嬉い哉釋尊
出世の譬中の明珠今度我身に得たる事を十方諸佛の證誠
としてゐるがせならずさこそは一切世間多怨難信と知な

がら、争てか一分の疑心を残して決定無有疑の佛にならざらんや、過去遠遠の苦は徒にのみこそうけこし、かなどか暫らく不變常住の妙因をうへざらん、未來永永の樂はかづかづ心を養ふともしゐてあながちに電光朝露の名利をば貪るべからず、三界無安猶如火宅は如來の教へ所以諸法如幻如化は菩薩の詞也、寂光の都ならずば何くも皆苦なるべし、本覺の栖を離て何事か樂なるべき、願くは現世安穩後生善處の妙法を持つのみこそ只今生の名聞後生の弄引なるべけれ、須らく心を一にして、南無妙法蓮華經と我も唱へ、佗をも勸んのみこそ今生人界の思出なるべき、南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經

十九 現在の 大難を思ひつづくるにも 涙未來の 成佛を思ふて喜

(廿二持法華問答抄)

ふにも涙せきあへず (二寶相抄)

二十 いづくも定めなし、佛になる事こそつゐのすみかにては候べしとをもひ切らせ給ふべし (二紺入道抄)

廿一 設ひいかなるわづらはしき事ありとも夢になして、只法華經の事のみさはくり給ふべし (十六兄弟抄)

廿二 法華經を信ずる人は冬の如し、冬は必ず春となる、いまだ昔よりさかず見ず、冬の秋とかへる事を、いまださかず法華經を信ずる人の凡夫となる事を (二妙一尼抄)

廿三 苦をば苦とさとり樂をば樂とひらき、苦樂ともに思合せて、南無妙法蓮華經とうち唱へ居させ給へ (八四條抄)

廿四 世の中ものうからん時も、今生の苦さへかなしし、況てや來世の苦をやと思食ても、南無妙法蓮華經と唱へ悦ばしから

廿五 又法華經の行者をば衣をもつて覆はせ給ふと申すもねん
 ころなる義なり
 (外松野抄)

ん時も今生の悦びは夢の中の夢、靈山淨土の悦びこそ實の
 悦びなれと思食し合せて又南無妙法蓮華經と唱へ退轉な
 く修行して最後臨終の時を待つて御覽せよ
 (八松野抄)

第四章 道義 其一 總要

(發心篇第六章道義的發心の下對照すべし)

一 我は如來兩足の尊たり世間に出づるは猶大雲の如く一切
 枯槁の衆生を充潤して皆苦を離れて安穩の樂世間の樂及
 び涅槃の樂を得せしむ
 (藥草品)

二 我は法王たり法に於て自在なり衆生を安穩ならしめんが

故に世に現せり
 (譬喻品)

三 大乘を持つ者は一切の人を視ること猶佛の想の如く諸の
 衆生に於て父母の想の如し
 (結經)

四 貪欲瞋恚愚癡嫉妬慳慢多きこと無きや不や……父母を
 孝せず沙門を敬せず邪見不善の心あつて五情を攝めざる
 こと無きや不や……能く諸の魔怨を降伏するや不や
 (妙音品)

五 是の人は心意質直にして正憶念あり福徳力あり是の人は
 三毒の爲に惱まされず亦嫉妬我慢邪慢増上慢の爲に惱ま
 されず是の人は少欲にして足ることを知れり
 (勸發品)

六 心根は猿猴の如く暫くも停る時あること無し若し折伏せ
 んと欲せば當に勤めて大乘を誦し佛大覺の身力無所畏の

所成を念ずべし

(結經)

七

衆生を慈念すること猶赤子の如く功德具足して心に念ひ

口に演ぶること微妙廣大なり慈悲仁讓志意和雅にして能

く菩提に至れり

(提婆品)

八

刹利居士の懺悔の法とは但當に正心にして三寶を謗せず

出家を障へず梵行の人の爲に惡留難を作さざるべし……

父母に孝養し師長を恭敬す……正法もて國を治め人民

を邪誑せざれ……六齋日に於て諸の境内に救して力の

及ぶ處に不殺を行せしめ……但當に深く因果を信じ

一實の道を信じて佛は滅し給はずと知るべし (結經)

九

爰に愚人云く今聖人の教誡を聽聞するに日來の瞋味忽ち

に開きぬ天真發明とも云つべし理非顯然すれば誰か信仰

せざらんや但し世上を見るに上一人より下萬民に至るま

て念佛眞言禪律を深く信受し御坐す國土に生を受ながら

争か王命を背かんや其上我が親と云ひ祖と云ひ旁念佛等

の法理を信じて佗界の雲に交り畢んぬ又日本には上下の

人數幾か有る然りと雖も權教權宗の者は多く此の法門を

信ずる人は未だ其の名をも聞かず仍て善處惡處をいはず

邪法正法を簡ばず内典五千七千の多きも外典三千餘卷の

廣きも只主君の命に隨ひ父母の義に協ふが肝心也されば

教主釋尊は天竺にして孝養報恩の理を説き孔子は大唐に

して忠功孝行の道を示す師の恩を報ずるには肉をさき身

をなぐ主の恩をしる人は弘演は腹をさき豫讓は劍をのひ

親の恩を思ふ人は丁蘭は木を刻み伯瑜は杖になく儒外内

道異なりといへども報恩謝徳の教は替る事なし然れば主
 師親のいまだ信せざる法理を我れ始めて信せん事既に違背
 の過に沈みなん法門の道理は經文明白なれば疑網都て盡
 ぬ後生を願はずば來世苦に沈むべし進退惟谷れり我れ如
 何がせんや聖人云く汝此の理を知りながら猶是の語をな
 す理の通せざる歎意の及ばざる歎我れ釋尊の遺法をまな
 び佛法に肩を入れしより已來知恩をもて最とし報恩をも
 て前とす世に四恩あり之を知るを人倫となづけ知らざる
 を畜生とす予父母の後世を助け國家の恩徳を報せんと思
 ふが故に身命を捨る事敢て佗事にあらず唯知恩を旨とす
 る計り也先づ汝目をふさぎ心を静めて道理を思へ我は善
 道を知りながら親と主との惡道にかゝらんを諫めざらん

や又愚人狂ひ酔て毒を服せんを我れ知りながら是をいま
 しめざらんや其の如く法門の道理を存じて火血刀の苦を
 知りながら争か恩を蒙る人の惡道におちん事を歎かさ
 らんや身をもなげ命をも捨つべし諫めてもあきたらず歎き
 限りなし今生に眼を合する苦み猶是れを悲む況んや悠悠
 たる冥途の悲み豈に痛まざらん哉恐れても恐るべきは後
 世慎みても慎むべきは來世也而るを是非を論せず親の命
 に隨ひ邪正を簡はず主の仰せに順はんと云ふ事愚癡の前
 には忠孝に似たれども賢人の意には不忠不孝是に過べか
 らず
 十 主人諭して曰く佛閣甕を連ね經藏軒を並べ僧は竹葦の如
 く侶は稻麻に似たり崇重年舊り尊貴日に新なり但し法師

(一)聖感問答抄

は諂曲にして人倫を迷惑し、王臣覺らずして邪正を辨ずること無し (一)立正安國論

十一 賢人は八風と申して八のかせにれかされぬを賢人と申すなり、利と衰と毀と譽と稱と譏と苦と樂と也、おほ心は利あるによるこばず、たとふるになげかぬ等の事也、此八風に

(十四)四條抄

十二 卞和の璞磨いて玉と成り法王醫中の明珠此の時に顯れんのみ、全く身の爲に之を申さず、神の爲め君の爲め國の爲め一切衆生の爲め言上せしむる處件の如し、恐々謹言 (一)典類編書

十三 諫臣國に在れば則ち其の國正しく、爭子家に在れば則ち其の家直し、國家の安危は政道の直否に在り、佛法の邪正は經

文の明鏡に依る、夫れ此の國は神國なり、神は非禮を棄け給はず、天神七代地神五代の神々、其の外諸天善神等は一乘擁護の神明なり矣、然かも法華經を以て食と爲し、正直を以て力と爲す、法華經に云く、諸佛救世者、大神通に住して衆生を悦ばしめんが爲めの故に無量の神力を現すと、一乘棄捨の國に於ては豈に善神怒を成さざらんや、仁王經に云く、一切の聖人去る時七難必ず起ると矣、彼の吳王は伍子胥が詞を捨て、吾が身を亡し、桀紂は韻比を失ふて國位を喪ふ、今日本國既に蒙古國に奪はれんとす、豈に歎かざらんや、豈に驚かざらんや、日蓮が申す事御用ひなくんば、定めて後悔之れ有る可し、日蓮は法華經の御使なり、經に云く、則ち如來の使如來の所遣として、如來の事を行はずと、三世諸佛の事とは法

華經なり此の由方々へ之を驚かし奉る、一所に集め御評議ありて御報に豫るべく候、所詮は萬祈を抛ちて諸宗を御前に召し合せ佛法の邪正を決し給へ、潤底の長松未だ知らざるは良匠の誤り、闇中の錦衣未だ見ざるは愚人の失なり、三國佛法の分別は殿前に在り、所謂阿闍世陳隋桓武是れなり、敢て日蓮が私曲に非ず、只だ偏に大忠を懐く故に身の爲めに之を申さず、神の爲め君の爲め國の爲め一切衆生の爲めに言上せしむる所なり、恐々謹言、
(外興時宗書)

(二十九 興宿屋入道書)

十四

日本國の中には日蓮一人西戎を調伏する人たるべしと兼て之を知り論文之を勘ふ、君の爲め國の爲め神の爲め佛の爲め内奏を経らるべき歟、委細の旨は見參を遂げて之を申すべし

十五

早く賢慮を回らして須らく異敵を退くべし、世を安じ國を安ずるを忠と爲し、孝と爲す矣、是れ偏へに身の爲めに之を述べず、君の爲め佛の爲め神の爲め一切衆生の爲めに言上せしむる所なり、
(三十一 昨日御書)

十六

又世間を過ねぬ様ばし、歎きて人に聞かせ給ふな、若さるならば賢人にはははづれたる事也、若さるならば妻子が後に留まりて恥を云ふとは思はねども、男の別れの惜さに他人に向つて我男の恥を皆語る也、此偏に彼が過にはあらず、我振舞の悪かりし故也、人身は受け難し、爪の上の土、人身は持た難し、艸の上の露、百二十まで持ちて、名をくだして死せんよ、りは生きて一日なりとも名を擧げん事こそ大切なれ、中務三郎左衛門尉は主の御爲にも、佛法の御爲にも、世間の心根

も吉かりけり吉かりけりと鎌倉の人人の口口にうたはれ給へ
(十稜峻天皇抄)

第四章 道義 其二 報恩

一 世尊の慈恩實に報すべきこと難し (十功德品)

世尊は大恩まします希有の事を以て憐愍教化して我等を利益し給ふ無量億劫にも誰か能く報ずる者あらん手足を以て供給し頭頂を以て禮敬し一切もて供養すとも皆報ずること能はず若は以て頂戴し兩肩に荷負して恆沙劫に於て心を盡して恭敬し又美膳無量の寶衣及び諸の臥具種種の湯藥を以てし牛頭栴檀及び諸の珍寶を以て塔廟を起て寶衣を地に布き斯の如き等の事以て供養すること恆沙

二 劫に於てすとも亦報ずること能はず (信解品)

三 心大に歡喜して即ち作念して言さく我れ現一切色身三昧を得たるは皆是れ法華經を聞くことを得たるの力なり我れ今當に日月淨明德佛及び法華經を供養すべし (藥王品)

四 今日切明日切といひしほどに四箇年といふに結句は去ぬる文永十一年太歲甲戌二月の十四日にゆりて同三月二十六日に鎌倉へ入同四月の八日平の左衛門尉に見参してやうやうの事申したりし中に今年は蒙古は一定よすべしと申しぬ同五月の十二日に鎌倉を以て此山に入れり此れ偏に父母の恩師匠の恩三寶の恩國の恩を報せんがために身をやぶり命をすつれどもやぶれざればさてこそ候へ又賢人の習三度國をいさむるに用ひずば山林にまじはれと

いふことは定めある例なり、此功德は定めて上三寶下梵天
帝釋日月までもしろしめしぬらん、父母も故道善房の聖靈
も扶かり給ふらん

(七報恩抄)

九月十二日御勘氣を蒙りて、今年十月十日佐渡の國へまか
り候也、本より學文し候し事は佛敎をきはめて佛になり恩
ある人をもたすけんと思ふ佛になる道は必ず身命を捨る
程の事ありてこそ佛にはなり候らめとをしはからる

(外御勘氣抄)

四恩とは心地觀經に云く、一には一切衆生の恩、一切衆生無
くば衆生無邊誓願度の願を發し難し、又惡人無して菩薩に
留難をなさずば争か功德をば增長せしめ候べき、二には父
母の恩、六道に生を受るに必ず父母あり、其の中に或は殺盜

惡律義謗法の家に生れぬれば我と其の科を犯さざれども
其の業を成熟す、然るに今生の父母は我を生て法華經を信
ずる身と成せり、梵天帝釋四大天王轉輪聖王の家に生じて
三界四天をゆづられて人天四衆に恭敬せられんよりも、恩
重きは今の某が父母なる歟、三には國王の恩、天の三光に身
をあたゝめ地の五穀に神を養ふこと、皆是れ國王の恩也、其
の上今度法華經を信じ今度生死を離るべき國王に値奉れ
り、争か少分の怨に依ておろかに思ひ奉るべき哉、四には三
寶の恩、釋迦如來無量劫の間菩薩の行を立て給ひし時、一切
の福德を集めて六十四分と成て功德を身に得給へり、其の
一分をば我が身に用ひ給ふ、今六十三分をば此の世界に留
め置て五濁雜亂の時非法盛んならん時、謗法の者國に充滿

せん時、無量の守護の善神も法味をなめずして威光勢力滅
 せん時、日月光を失ひ、天龍雨をくださず地神地味を滅せん
 時、艸木の根莖枝葉華果藥等の七味も失はん時、十善の國王
 も貪瞋癡を増し、父母六親に孝せず、したしからざらん時、我
 弟子無智無戒にして、髪ばかりを剃て守護神にも捨られて
 活命のはかりごと無らん時、比丘比丘尼の命のさへへとせ
 んと誓ひ給へり、又果地の三分の功德二分をば我身に用ひ
 給ひ佛の壽命百二十まで世に坐すべかりしが、八十にして
 入滅し、殘る所の四十年の壽命を留置て我等に與へ給ふ恩
 をば、四大海の水を硯の水とし、一切の艸木を燒て墨と成て、
 一切のけだもの、毛を筆とし、十方世界の大地を紙と定め
 て注し置とも、争か佛の恩を報じ奉べき、法の恩を申さば、法

は諸佛の師也、諸佛の貴き事は法に依る、去れば佛恩を報せ
 んと思はん人は、法の恩を報ずべし、次に僧の恩とは、佛寶法
 寶は必ず僧によりて住す、譬ば薪なければ火無く、大地無れ
 ば艸木生ずべからず、佛法有と云ふとも、僧有て習ひ傳へず
 んば、正法像法二千年過て、末法へも傳はるべからず、故に大
 集經に云く、五箇の五百歳の後に、無智無戒の沙門を失あり
 と云て之を惱ますは、此の人佛法の大燈明を滅せんと思へ
 と説れたり、然れば僧の恩を報じ難し、されば三寶の恩を報
 じ給ふべし、古の聖人は、雪山童子、常啼菩薩、藥王大士、普明王
 等、此等は皆身を鬼のうちかひと成し、身の血髓をしぼり、骨
 をたき頭を捨て給ひき、然るに末代の凡夫三寶の恩を蒙り
 て三寶の恩を報せず、いかにしてか佛道を成せん、然るに心

七
 地觀經梵網經等には佛法を學し圓頓の戒を受ん人は必ず
 四恩を報ずべしと見たり (四十四聖抄)
 信解品に云く世尊は大恩まします希有の事を以て憐愍教
 化して我等を利益し給ふ中略恆沙劫に於てすとも亦た報
 ずること能はじ云此經文は四大聲聞が譬喩品を聽聞し
 て佛になるべき由を心得て佛と法華經の恩の報じがたき
 事を説けり (十六新編抄)
 八
 法華經を聽聞して佛の恩徳心肝にそみて身命をも法華經
 の御爲に投げて佛に見せまいらせんと思ふ (十六兄弟抄)

第四章 道義 其三 慈悲

(佛陀篇第六章慈母の下對照すべし)

一 若し自ら調順せんと欲せば應に慈悲を勤修すべし(結經)
 二 漸々に功徳を積み大悲心を具足して皆已に佛道を成ず
 (方便品)
 三 心を佛道に專にして常に慈悲を行す (化城品)
 四 如來の室とは一切衆生の中の大慈悲心是なり (法師品)
 五 在家出家の人の中に於て大悲心を生じ非菩薩の人の中に
 於て大悲心を生ぜよ (安樂行品)
 六 汝已に不可思議の功徳深大の慈悲を成就せり (勸發品)
 七 青鳧五貫文給ひ候ひ畢ぬ夫五戒の初めは不殺生戒六波羅

蜜の始は檀波羅蜜也、十善戒、二百五十戒、十重禁戒等の一切の諸戒の始は皆不殺生戒也、上大聖より下蚊虻に至るまで命を財とせざるはなし、これを奪へば又第一の重罪也、如來

(四妙密抄)

八

世に出給ひては生を感むを本とす
今の三大師の教化に隨ひて、日本國四十九億九萬四千八百餘人の一切衆生、又四十九億等四百餘年に死して無間地獄に墮ち、又佗方世界より生れ來りて又死して無間地獄に墮ち、是の如く墮る者大地微塵より多し、此皆三大師の科不かし、是を見ながら日蓮申さずば俱に墮地獄の者と成て十方の阿鼻獄を經廻るべし、争か予は喚らざるべき、涅槃經に云く、一切衆生、異の苦を受るは悉く是れ如來一人の苦なりと、日蓮云く、一切衆生の一切の苦を受るは悉く是れ日蓮一人

が苦と申すべし

(三十七入輪抄)

九

有情の第一の財は命には過ぎず、此を奪ふ者は必ず三途に墮す、然れば輪王は十善の始には不殺生、佛の小乘經の始には五戒、其の始には不殺生、大乘梵網經の十重禁の始には不殺生、法華經の壽量品は釋迦如來の不殺生戒の功德に當りて候品不かし、されば殺生を作す者は三世の諸佛にも捨て

(十七主君耳入抄)

十

現在の大難を思ひ續くるにも涙未來の成佛を思ひて喜にも涙せさあへず、鳥と蟲とはなけども涙をちらず、日蓮はなかねども涙ひまなし、此の涙世間の事には非ず、但偏に法華經の故也、若し爾らは甘露の涙とも云つべし、涅槃經には父母兄弟妻子眷屬に別れて流す處の涙、四大海の水よりも多し

とらへども佛法の爲には一涙をもこぼさずと見たり

(諸法實相抄)

十一 日蓮は去る建長五年癸卯四月二十八日より今年弘安三年庚辰十二月に至るまで二十八年の間又仕事もなく只南無妙法蓮華經の五字七字を日本國の一切衆生の口に入れんとはげむ計り也此れ即ち母が赤子の口に乳を入れんとはげむ慈悲也此れ又時にあたるのみにあらず己に佛記の後五百歳にあたり天台傳教の御時は時未だ至らざりしかども一分の機ある故に少分流布せり何に況んや今は已に時至りぬ設ひ機なくして水火を成ずとも争てか弘通せざらん乎只不輕菩薩の如く大難には値とも之を弘めば流布せん事疑ひなかるべし

(開目抄)

十二 日蓮は法華經の智解は天台傳教には千分が一分も及ぶ事なけれども難を忍び慈悲すぐれたる事はをそれをもいだしぬべし

(開目抄)

十三 日蓮が慈悲廣大ならば南無妙法蓮華經は萬年の外未來までもながるべし日本國の一切衆生の盲目をひらける功德あり無間地獄の道をふさぎぬ此功德は傳教天台にも超へ龍樹迦葉にもすぐれたり極樂百年の修行は穢土の一日の功に及ばず正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか是れひとへに日蓮が智のかしこきにはあらず時のしからしむるのみ

(七報恩抄)

十四 第二に大なる歎と申すは法華經第四に云く若し惡人あつて不善の心を以て一劫の中に於て現に佛前に於て當に佛

を毀罵せん、其の罪尙輕し、若し人一つの惡言を以て在家出家の法華經を讀誦する者を毀訾せん、其罪甚だ重し等云云此等の經文を見るに信心を起し身より汗を流し兩眼より涙を流す事雨の如し、我れ一人此の國に生れて多くの人をして一生の業を造らしむる事を歎く彼の不輕菩薩を打擲せし人現身に改悔の心を起せしだにも猶罪消難くして千劫阿鼻地獄に墮す

(四十四 恩抄)

十五 經文に我が身符合せり、御勘氣をかうむればいよいよ悦びをますべし、例せば小乗の菩薩の未だ斷惑せざるが願兼於業と申して、つくりたくなき罪なれども父母等の地獄に墮て大苦をうくるを見てかたのごとく其の業を造り麻ふて地獄に墮て苦に同じ苦に代るを悦とす、此も又是のごとし

(三開目抄)

十六 御衣布並びに單衣布給ひ候ひ畢んぬ、抑食は命をつぎ衣は身をかくす食を惜まずに施すものは長壽の報をまねき、人の食を奪ふものは短命の報をうく衣を人にほどこさぬ者は世生生に裸形の報をかんず、六道の中に人道已下は皆形贏にして生る、天は隨生衣なり、其中鹿等は無衣にして生るのみならず、人の衣をぬすみしゆへに身の皮を人にはがれて盜衣をつくのうほうを得たり

(下法衣書)

第三章 道義 其四 戒法

一 此の子惑むべし毒の爲に中てられて心皆顛倒せり、我を見て喜んで救療を求索むと雖も是の如き好き良藥を而も肯

て服せず我今當に方便を設けて此の藥を服せしむべし即ち是の言を作さく汝等當に知るべし我れ今衰老して死の時已に至りぬ是の好き良藥を今留めて此に在く汝取て服すべし差へじと憂ふること勿れ

(壽量品)

我滅後に於て斯の經を受持すべし唯我れ一人のみ能く救護をなす復教詔すと雖も而も信受せず

(神力品)

此の經は持ち難し若し暫くも持つ者は我れ即ち歡喜す諸佛も亦然なり是の如き人は諸佛の歎め給ふ所なり是れ則ち勇猛なり是れ則ち精進なり是れ戒を持ち頭陀を行ずる者と名く

(寶塔品)

或は説言あらん汝當に佛を念ずべし或は説言あらん汝當に法を念ずべし或は説言あらん汝當に僧を念ずべし或は説言あらん汝當に戒を念ずべし或は説言あらん汝當に施を念ずべし或は説言あらん汝當に天を念ずべし此の如き六法は是れ菩提心より菩薩を生ずる法なり汝今應當に諸佛の前に於て先の罪を發露し至心に懺悔すべし(結經) 夫れ以れば持戒は父母師僧國王主君一切衆生三寶の恩を報せんが爲めなり父母は養育の恩深し一切衆生は互に相助くる恩重し國王は王法を以て世を治むれば自佗安穩なり此の修善に依て恩重し主君も亦彼の恩を蒙て父母妻子眷屬所從牛馬等を養ふ設ひ爾らずと雖も一身を顧みる等の恩是れ深し佛恩は言ふに及ばず是の如く無量の恩分之れあり

是れ深し佛恩は言ふに及ばず是の如く無量の恩分之れあり

七

り而るに二乗は此等の報恩皆缺けたり故に一念も二乗の心を起すは十惡五逆に過ぎたり一念も菩薩の心を起すは一切諸佛の後心の功德を起せるなり

(十六因果抄)

八

提謂經に云く五戒は天地の根本衆靈の源なり天之神を持ちて陰陽を和し地之を持ちて萬物を生ず萬物の母萬神の父大道の元泥洹の本なり

(四戒法門抄)

仁と云ふは人を憐れみ生を慈しみ物を育くむ心なり義と云ふは事の謂れを違へず邪なる事をなさす萬事に理を失はざる是れなり禮と云ふは父を敬ひ母を敬ひ天道佛神を貴とびないがしろにせざるを云ふなり智と云ふは萬事の有様をよく知て善事惡事を辨へ作まじき事をなさず作べき事をなす是れなり信と云ふは事に於て誠を致し僻事を

なさず心の底に思ひ解る是なり又仁は不殺生戒物を憐む故に物の命を斷ざるなり義は不偷盜戒萬の理を失はざる故に人の物を主に知らせずして我が物とせず又押ても取ざるなり禮は不邪淫戒淫は必ず禮を破る愛心あればさるまじき人なれども邪なる振舞をなす是を守れば上下濫れず行法もたゞしきなり智は不妄語戒物の有様を知ぬれば妄語せず信は不飲酒戒也心狂亂せず即ち信あり酒は人の心を亂す故なり私に云く此の五戒は佛いまだ出世し給はざる時は外道等も之を持ちて天上に生ずと教ふるなり但し持犯計りを沙汰して其上に佛法を聞かんことをば知らざるなり佛世に出給ひて此の五戒を持ちて人身を受て其の上に佛法を聞いて悟りを開くと説き給ふなり然れば此の

五戒に様様の功徳を備へて、戒として接せずと云ふことなしと説給ふ、此の五戒を根本として大乘の諸戒も具足するなり、故に此の五戒をは、具足根本業清淨戒と名くるなり、此の五戒若し破れれば一切の諸戒皆破る、五戒は破るといへとも、大乘戒は持ちたりと云ふ事は之れなし、根本戒と名くるは此の故なり

(四戒法門抄)

九

慈を以て義と爲す不殺生戒、亂れざるを本となす不飲酒戒、僞らざるを義となす不妄語戒、理を以て義と爲す不偷盜戒、敬を以て本と爲す不邪淫戒

(四戒法門抄)

十

一代聖教のねきてには、戒を持ちて人間には生るとねきてたり、戒と申すは、一切の經論に説る、數は、五戒八戒十戒十重禁戒、四十八輕戒、二百五十戒、五百戒乃至八萬四千戒、此の

如く戒品多しといへども、始の五戒を戒の本と申し候、五戒と申すは、一には慈悲を起して物の命を殺さる戒を不殺生戒と名く、道理なき殺生を制する也、一を殺して萬を生すべきをば許すべし、二には盜みせざる戒を不偷盜戒と名く、道理なき盜の事也、三には他人の妻を犯さる戒を不邪淫戒と名く、四には妄語せざる戒を不妄語戒と名く、由なき事に妄語せざれと也、五には酒を飲まざる戒、僻事を制する也、藥酒をば飲べし

(四戒法門抄)

十一

大般若經に云く、若し菩薩設ひ恒伽沙劫に妙なる五欲を受くとも、菩薩戒に於て犯と名けず、若し一念二乗の心を起さば、即ち名けて犯と爲す、此文に妙なる五欲とは、色聲香味觸の五欲なり、色欲とは青黛珂雪白齒等聲欲とは、絲竹管絃

香欲とは沈檀芳薰味欲とは猪鹿等の味觸欲とは軟膚等なり此に恒伽沙劫に著すれども菩薩戒は破れず一念の二乗の心を起すに菩薩戒は破ると云へる文なり太賢の古迹に云く貪に汗さると雖も大心盡さざるを以て無餘の犯なし起せども無犯と名くと文二乗戒をさらふなり定慧之を畧す梵網經に云く戒をば謂て大地と爲し定をば謂て室宅と爲す智慧は是れ燈明なり文此菩薩戒は人畜黃門二形の四種を嫌はず但一種の菩薩戒を授く此教の意は五十二位を一一の位に多俱低劫を経て衆生界を盡して佛に成るべし一人として一生に佛になる物無し又一行を以て佛に成る事なし一切行を積て佛と成る微塵を積て須彌山と成すが如し華嚴方等般若梵網瓔珞等の經に此旨分明なり但し

二乗界の此戒を受ることを嫌ふ妙樂の釋に云く徧く法華已前の諸教を尋るに實に二乗作佛の文なし文次に圓教とは此圓教に二あり一には爾前の圓二には法華涅槃の圓なり爾前の圓に五十二位又戒定慧あり爾前の圓とは華嚴經の法界唯心の法門文に云く初發心の時便ち正覺を成すと又云く圓滿修多羅と文淨名經に云く無我無造にして受者無れども善惡の業亦た亡せず文般若經に云く初發心より即ち道場に坐す文觀經に云く韋提希時に應じて即ち無生法忍を得文梵網經に云く衆生佛戒を受れば位大覺に同じ即ち諸佛の位に入り眞に是れ諸佛の子なり文此は皆爾前の圓の證文なり此教の意は又五十二位を明す名は別教の五十二位の如し但し義はかはれり其故は五十二位が互に

具して淺深も無く勝劣もなし、凡夫も位を經ずとも佛にも
 なり又往生するなり、煩惱も斷せざれども佛に成るに障り
 なく、一善一戒を以ても佛に成る、少々開會の法門を説く處
 もあり、所謂淨名經には凡夫を會し煩惱惡法も皆會す、但
 し二乘を會せず、般若經の中には二乘の所學の法門をば開
 會して二乘の人と惡人をば開會せず、觀經等の經に凡夫一
 毫の煩惱をも斷せずして往生すと説くは皆爾前の圓教の
 意なり、法華經の圓教は後に至つて書くべし

(十三一代大意抄)

十二 此の菩薩に戒に於て三つあり、一には攝善法戒所謂る八萬
 四千の法門を習ひ盡さんと願ふ、二には饒益有情戒一切衆
 生を度し後に自ら成佛せんと欲す是れなり、三には攝律儀

戒一切の諸戒を盡く持せんと欲す是れなり

(十六因果抄)

十三 菩薩は爾らず、饒益有情戒を發して此戒を持するが故に機
 を見て五逆十惡を造り同く犯せとも此戒は破れず、還て彌
 戒体を全ふす、故に瓔珞經に云く犯すことあれども失せず
 未來際を盡す文故に此戒をは金銀の器に譬ふ

(十六因果抄)

十四 菩薩と言ふは二乘を除いて一切の有情なり、小乘の如きは
 戒の異なるに隨ふ、菩薩戒は爾らず一切有心に必ず十重禁
 等を授く、一戒を持するを一分の菩薩と云ひ、具に十分を受
 るを具足の菩薩と名く、故に瓔珞經に云く、一分の戒を受く
 ることあれば乃至二分三分四分十分具足の受戒なりと

十五 十重禁とは一には不殺生戒、二は不偷盜戒、三には不邪淫戒、四には不妄語戒、五には不酤酒戒、六には不說四衆過罪戒、七には不自讚毀佗戒、八には不慳貪戒、九には不瞋恚戒、十には不謗三寶戒なり。

(十六 因果抄)

十六 傳教大師の顯戒論に二義あり、一には梵網經の十重戒、四十八輕戒の大僧戒、二には普賢經の大僧戒なり、梵網經の十重戒、禁四十八輕戒を眷屬戒と爲すなり、法華經普賢經の戒を以て大王戒と爲す、小乘の二百五十戒等は民戒、梵網經の戒は臣戒、法華經普賢經の戒は大王戒なり。

十七 小乘戒は富樓那と申せし大阿羅漢諸天の爲に二百五十戒を説き候しかば、淨名居士笑て曰く、穢食を以て寶器に置く

(三十一 本門戒抄)

こと無かれ等云云、鶻唼摩羅は文殊を責て云く、嗚呼蚊蚋の行は真空の義を知らず云云、又小乘戒をば文殊は十七の科を出し、如來は八種の譬喩を以て之を毀り給ふ、佛は又驢乳に譬へ給へり、又蝦蟆に譬へられて候、此等をば鑑眞の末弟子は傳教大師をば惡口の人とこそ嗟峨の天皇へは奏し申し候しかども、經文なれば力及はず、南都の奏狀破れて叡山の大乘戒立ち候し上は既に捨られし小乘戒に候はずや、設ひ頼基が良觀房を蚊蚋の法師蝦蟆也と申候とも、經文分明に候へば御咎めあるべしとは覺へず候。

十八 梵網經等の權大乘の戒と法華經の戒と多くの差別あり、一には彼の戒は二乘七逆の者を許さず、二には戒の功徳に佛果を具せず、三には彼は歴劫修行の戒なり、是の如き等の多

(十九 頼基疎狀)

くの失あり法華經に於ては二乘七逆の者を許す上博地の凡夫一生の中に佛位に入り妙覺に至つて因果の功德を具足するなり

(因果抄)

十九 夫れ當代の説法は未だ一人をして羅漢を證得せしめず何に況んや三四五六七人をや何に況んや無量無數恒沙の衆生に阿羅漢を得せしめんや小乗の威儀に執して法華の制に順はず大乘の威儀を奪ふて但兩聚戒を許す寧ろ大小權實の義を解了する者ならんや既に得果の阿羅漢を擧て是の益ありと雖とも未だ難とせず何すれぞ固く其威儀に執して萬億の行者を小道に引ん小乗の持戒は即ち菩薩の煩惱とは蓋し此事を謂ふか但し小儀に執せざるを除くなり

(法華句十勝抄)

二十 顯戒論緣起に云く今より已後聲聞の利益を受けず自ら誓願して二百五十戒忽ちに捨て畢んぬ

(同上三種教相)

廿一 又彼云く止觀の行者は持戒等云云文句の九には初二三の行者の持戒をば此をせいす經文又分明也止觀に相違の事は妙樂問答之れあり記の九見つべし初隨喜に二あり利根の行者は持戒を兼たり鈍根には持戒之を制止す又正像末の不同もあり攝受折伏の異あり傳教大師の市の虎の事思ひ合すべし

(富木抄)

廿二 傳教大師佛滅後一千八百年像法の末に相當つて日本國に生て小乘大乘一乘の諸戒一一に之を分別し梵網瓔珞の別受戒を以て小乗の二百五十戒を破失し又法華普賢の圓頓の大王の戒を以て諸大乘經の臣民の戒を賁下す此の大戒

は靈山八年を除て一閻浮提の内に未だ有らざる所の大戒壇を叡山に建立す然る間入宗共に偏執を倒し一國を擧て弟子となる、觀勒の流の三論成實道昭の渡せる法相俱舍良辨の傳る所の華嚴宗、鑒真和尚の渡す所の律宗、弘法大師の門弟等誰か圓頓の大戒を持たざらん此の義に違背するは逆路の人なり此戒を信仰するは傳教大師の門徒なり日本一州圓機純一朝野遠近同歸一乘とは是の謂ひ歟

(廿三 太田抄)

廿三 今の戒とは小乗の二百五十戒等並に梵網の十重禁四十八輕戒華嚴の十無盡戒瓔珞の十戒等を捨て未顯眞實と定め畢て方便品に入て持つ所の五戒八戒十善戒二百五十戒乃至十重禁戒等なり經に是名持戒とは則ち此意なり迹門の

戒は爾前大小の諸戒には勝ると雖も而も本門の戒には及ばず

(三十 本門戒林抄)

廿四 彼圓頓戒も迹門の大戒なれば今の時の機に當らず旁持つべき事にはあらず

(廿一 下山抄)

廿五 普賢經の戒師は千里の外にも千里の内にも五徳あるも五徳なきも等覺已下の生身の四依の菩薩等を以て全く傳受戒師に用ゆべからず受戒には必ず三師一證一伴也已上五人也三師とは一には生身の和尚靈山淨土の釋迦牟尼如來なり誓の音に應ずるが如く清水に月の移るが如し法華經の戒を自誓受戒する時必ず來り給ふなり然ば則ち何ぞ生身の釋迦牟尼如來を捨て等覺の元品未斷の四依等を受用せんや若し圓教の四依あらば傳戒の爲めに之を請はずべし